

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成28年3月22日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

西野議員から病氣療養のため、本日、欠席の届けがありますので、ご了承願います。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○井神議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、4番、梅田哲也議員、2番、宮本要代議員、16番、尾和弘一議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、10番、田畑昭二議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、4番、梅田哲也議員、一問一答方式で質問願います。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

4番、梅田哲也でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に、小中学生の学力向上についてお伺いいたします。

昨年の12月に実施しました和歌山県独自の学力テスト、いわゆる平成27年度和歌山県学習到達度調査、これは小学校4年生から中学校2年生までの、国語、算数、数学について行われましたが、その結果が2月8日に公表されましたが、県教育委員会の発表によりますと、小中学生ともに、漢字を読む問題や四則計算といった基本・基礎的な問題はできていましたが、文章の内容理解といった応用問題に課題があるとの分析が出ておりました。

岩出市におきましては、市長の施政方針にもありましたように、重点テーマとし

て取り組まれておりますが、本市の児童生徒の結果と今後の学力向上への方策について、お聞きをいたします。

2点目といたしまして、学校図書館の専門職員、いわゆる学校司書の小中学校への配置が、昨年から文部科学省の指導により、努力義務となったと聞いております。岩出市におきましては、県下の他市町村に先んじて、一昨年から司書の派遣を各学校に対して行っております。県の学力テストにおきましても、中1国語によりますと、文学的な文章の内容理解の問題などの正答率が10.1%とよくなく、読書力での大きく差が出るとの分析がされていましたが、私個人としましては、いかにしっかりと幼児期、小学校時代から多くのよい本を読むかに読解力は比例すると思うんですが、読書の指導者としての司書の派遣は、本当に的を射た政策だと評価しております。1年が経過し、その成果、特に子供たちの変化と、今後、教育委員会としてどのように取り組んでいくのかについて、お聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

梅田議員のご質問の学力向上について、お答えします。

まず、1点目の県学習到達度調査の結果と学力向上への対策についてであります。

今回の結果は、中学2年の国語、小学6年の国語で、正答率が県平均を上回るなど、一部に改善は見られるものの、全体としては厳しい状況であると認識しております。国語に関しては、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの観点で見ると、小学校では、全ての観点において県平均並みとなっておりますが、中学校では、書くことが県平均を下回る結果となっております。

また、成績の分布状況を見ますと、本市は、県と比べ、上位層が若干少なく、下位層がやや多い傾向にあり、下位層の引き上げが喫緊の課題であります。

そのため、現在取り組んでおります放課後の補充学習や中学校での土曜学習教室をさらに充実させるとともに、基礎・基本に当たる部分の反復練習を充実させていただきます。

特に、今回の調査で明らかになった中学校の書くことへの課題につきましては、制限字数内で自分の考えをまとめることや指定された言葉を引用した文章を書くことなどに重点を置いた学習を強化するよう指導してまいります。

また、平成28年度は、新規事業として学力向上実践研究事業を立ち上げ、先進校の実践をより多く本市の学校にも取り入れるよう努めるほか、家庭学習の啓発強化

にも取り組んでいきます。

さらに、全国学力・学習状況調査等の結果から、読書活動が盛んな学校ほど学力が高い傾向にあることを踏まえ、現在取り組んでおります岩出図書館から学校への司書派遣事業を活用し、読書活動の活性化と学力向上がにつながる取り組みを展開してまいります。

次に、2点目の図書館司書派遣事業について、お答えいたします。

まず、成果についてであります。学校図書館の蔵書の配置を全国の図書館共通の分類法に基づく配置に変更するとともに、学校図書館の雰囲気にもふさわしい掲示物を作成すること等により、学校図書館が、子供たちにとって、より入りやすく、親しみの持てるような環境になりました。

また、国語科で学習した教材に関する図書の紹介や、さまざまな教科での調べ学習の支援を通して、子供たちの読書活動の幅が広がり、そのことが中学生のビブリオバトルへの参加や、岩出図書館の学校への団体貸し出しが増加するなど、具体的な成果としてあらわれてきております。

今後の取り組みにつきましては、引き続き小中学校に対し、週1回の司書派遣を継続してまいります。特に、来年度の学校教育の指導の重点の1つに、学校図書館を活用した学習指導の推進を掲げており、司書の専門性を最大限に活用しながら、学校図書館を利用する児童生徒の増加を図るとともに、読解力の向上並びに図書を活用した学習の推進に力を入れてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 先進校の実践を取り入れる学力向上実践研究事業を立ち上げると答弁がございましたが、各小中学校から何名の先生を派遣する計画なのか。また、その期待する効果についてお答えをください。

次に、中学生がビブリオバトルへの参加するようになってきたとの答弁もありましたが、ビブリオバトルとは知的書評合戦のことで、発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持って集まり、順番に1人5分間で自分の読んだ本を紹介し、それぞれの発表の後に、参加者全員でその発表に対するディスカッションを二、三分行い、全ての発表の後に、どの本が一番読みたくなったかを基準とした投票を参加者全員1票で行い、最多票を集めた本をチャンプ本とする書評ゲームですが、表現力や理解力を高めるには大変よい方法だと思います。

今後、さらに充実させていただき、読書力を高めていただきたいと思います。ま

た、これを小学生まで拡大してはどうかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

まず、再質問1点目、学力向上実践事業は、各校何名なのか、また、その効果はということではありますが、各学校の課題解決のために、参考となる取り組みをしている県内外の先進校に教員を派遣して研修させ、研修に参加した教員が帰ってきて、所属校において、その研修内容を伝達し、自校の取り組みに反映させるというふうな事業でございます。各校1、2名を予定してございます。

再質問の2点目でございますが、ビブリオバトルを小学生にも広げてはどうかということでもありますけれども、県が主催しているビブリオバトルは、今、中学生以上が対象となっており、本市では、今年度の取り組みを始めたばかりであるため、平成28年度も中学生を対象にして実施するということと予定しております。

しかし、ビブリオバトルは、今、議員がおっしゃるように、大変効果がございまずので、県にも小学生の大会の開催を今後要望していくとともに、本市でもこの取り組みを小学校に拡大していくことを前向きに検討していきたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいまご答弁いただいた岩出市学力テスト、土曜学習講座、補充学習、家庭学習の啓発、先生方の教育力の向上、図書館司書の活用による読書力の向上など、さまざまな学力向上の施策を総動員して、少し時間はかかるかもしれませんが、全国学力テスト、オール全国平均点以上を目標に、岩出市を担う人材の基礎的学力の向上に、教育委員会、小中学校挙げて取り組んでいただきたい。答弁は結構です。

次に、文化財保護についてお伺いいたします。

岩出市には、豊かな自然の中で、悠久の歳月をかけて生まれ、受け継がれてきた貴重な文化財が数多く残されています。市民の財産であり、岩出市の宝である文化財を未来に伝え、また、市民の皆様に関心を持っていただくことは、市としても大きな責務であると思います。

4月には、市民の長年の念願であった一乗閣の修復移転と、ねごろ歴史資料館がオープンいたします。子供たちにも郷土の歴史や文化財に関心を持ってもらう絶好の機会であると思います。

そこでお尋ねします。1点目に、岩出市内に国・県・市指定の文化財は何件あるのか。また、その内容についてお伺いいたします。

2点目に、県内でも仏像等文化財の盗難が頻発していると聞いておりますが、市内での状況についてお聞かせください。また、その対策についてもお聞かせください。

3点目に、先人の残した貴重な文化財をいかにして後世に残していくか、その方策についてもお聞かせください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の一般質問の2番目の1点目、岩出市内に、国・県・市指定文化財は何件あるのか。その内容についてお答えします。

現在、岩出市内には、国指定文化財として、国宝の建造物1件、重要文化財の建造物2件、彫刻2件、絵画1件、史跡2件、名勝1件の合計9件があります。

県指定文化財は、建造物6件、彫刻2件、歴史資料1件、史跡1件、天然記念物4件の合計14件がございます。

また、市指定文化財は、建造物が5件、天然記念物が1件、合計6件となっております。

次に、2点目、県内でも仏像等の盗難事件が頻発しているが、市内の状況はどうかについてお答えします。

県内では、平成22年から23年にかけて、無住の寺院・神社のお堂の仏像など、文化財の盗難被害が集中的に発生しております。その際には市内での被害はありませんでしたが、平成27年12月21日に、岩出警察署から市内の無住寺院で仏像の盗難被害が発生したとの情報提供を受けてございます。

次に、3点目、先人の残した貴重な文化財をいかにして後世に伝え残していくか、その方策についてお答えします。

文化財を後世へ継承するためには、地域の人々がその価値を十分に理解し、世代を超えて後世に残したいという意思が地域で形成され、共有されていることが必要であります。そのため、これまでも民俗資料館等で行う歴史講座や講演会の開催とともに、学校教育においても、ふるさと教育の一環として、本市の文化財の理解や周知に努めているところであります。

今後は、これらの取り組みに加え、この4月にオープンするねごろ歴史資料館や旧県議会議事堂、通称一乗閣の活用も含め、本市の貴重な文化財の保護及び後世へ

の継承に向けての取り組みや啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 市の指定文化財について、お尋ねをします。

平成2年の上岩出神社の板碑が指定されて以来、新たな指定はないようですが、今後の新たな指定の予定はどうでしょうか。

次に、小学生向けに、来年度、改訂されると聞いております社会科副読本の中でも、子供たちに郷土の歴史、文化財について、しっかり学んでいただくという観点から、文化財理解の内容を取り入れていただきたく思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問の1点目、市指定文化財の今後の調査等の予定はどうかというふうなことについてであります。市内には、まだまだ数多くの未指定文化財がございます。引き続き、その状況や実態の把握に努め、資料価値の検証が必要と思われるものにつきましては、調査を実施するとともに、所有者や関係機関との連携を図りながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えてございます。

2点目ですが、小学校の社会科の副読本についても、郷土の歴史とか文化財を紹介してはどうかということですが、今度、改訂いたします副読本には、国宝の根来寺多宝塔を初め国の重要文化財の増田家、旧県議会議事堂、上岩出神社など、数々の文化財を写真入りで紹介する予定となっております。そのほかにも、昔から伝わる祭りや文化として、よみさし祭や根来塗、岩出甚句、根来の子守唄などを掲載するとともに、民俗資料館の見学についても掲載予定であります。

これらの学習を通して、ふるさと岩出市を誇りに思う子供の育成に努めてまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、梅田議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目に、上岩出小学校前の県道の改良について、ご質問させていただきます。

いわゆる県道新田広芝岩出停車場線ですが、開通したのは大正時代ですから、もう約90年以上前になるんですが、当時、上岩出村から岩出駅へ行くのに、旧の淡路街道は存在してたんですが、岩出駅へ行くのに、いわゆる三尺道がなくて、馬力で行く場合は、根来を經由して岩出駅へ行くという大変な不便を強いられていたそうです。当時の村の当局や村の有志の尽力により、大正12年3月に開通したと聞いております。

また、昭和初期には、一時、北大池から岩出駅までバスも運行されていたということも私も聞いております。それだけ上岩出地区にとっては、非常に思い入れの強い道でございます。また、この道は、通学・通勤、生活道路として欠かすことのできないメイン道路です。昨年は、長年にわたる市長を先頭にした県への要望活動により、上岩出保育所前の歩道設置、拡幅が完成し、上岩出保育所にご送迎のご父兄方を初め、地域の皆様に大変喜ばれております。

残る狭隘部分、上岩出保育所の南から水栖郵便局までの区間についての進捗状況と完成時期について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 上岩出小学校前の県道改良についてであります。岩出市としましては、県道新田広芝岩出停車場線の安全対策としての道路整備を道路管理者である和歌山県に対して、以前から強く要望をしております。

平成23年度から、上岩出保育所や上岩出小学校周辺の、特に狭隘な約300メートルの区間について、道路拡幅及び歩道設置の事業を進めていただいております。進捗としましては、上岩出保育所付近約80メートル区間について工事が完成しており、その幅員構成は、車道5メートルと東側に歩道が2.5メートルとなっております。現在、残る区間の用地取得に努めており、協力が得られた箇所から順次工事を進めていき、用地取得が順調にいけば、平成29年度をめどに完成できるよう、事業を進めていると聞いています。

岩出市としましても、事業の早期完成に向けて、地元調整や用地取得等、県と連携を図ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今も部長からご回答あったんですけども、できるだけ早く開通できますよう、県当局へのさらなる要望活動をよろしく願いいたします。

答弁は結構でございます。

- 井神議長 梅田議員、質問で、要望だけなら、もう言わないでいただきたいです。今後よろしくお願ひします。

これで、梅田議員の3番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

- 宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、総括方式で質問をします。

まず、読書活動についての1点目、岩出図書館の利用状況についてお尋ねをします。

平成26年度の状況について、入館者数16万5,440人、貸し出し冊数31万4,670冊、貸し出し人数10万572人と報告されています。

市長の施政方針の中で、市制施行と同時に開館し、4月1日で開館10周年を迎える岩出図書館は、図書の貸し出しを5冊から10冊に、視聴覚資料の貸し出し期間を1週間から2週間に変更するなど、市民サービスの向上に努めると述べられました。

図書館利用者で、もう少し借りたかったと思っている方たちにとって、大変ありがたいことだと思います。今回は、より多くの人たちに岩出図書館を利用させていただきたいとの思いから、質問をさせていただきます。

平成26年度の図書館評価での貸し出し人数は、先ほど述べました10万572人ですが、リピーターの方が含まれていると思います。岩出市立図書館の実質の利用者は何人でしょうか。

2点目は、読書通帳の導入についてです。

文部科学省の子供の読書活動推進ホームページでは、読書を子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと位置づけています。

本を読む楽しみを子供のうちから身につけることが重要であると考えます。文部科学省委託事業、「ICTを活用した読書通帳による『読書大好き日本一』推進事業」の実績報告書を読みますと、読書をめぐる現状について、1カ月の平均読書冊数は、小学生、中学生、高校生が、それぞれ9.9冊、3.7冊、1.8冊という結果で、子供の読書活動に対する期待は大きいものの、実態としては学年が上がるごとに読

書量が低下していると報告されていました。

この子供の読書離れを防ごうと、借りた本の履歴が預金通帳のように記入される読書通帳機を導入する図書館が全国的に広がりを見せています。大阪府八尾市では、借りた本の履歴を知りたいという市民からの要望を受け、関西で初めて読書通帳機を市内4カ所の市立図書館に1台ずつ導入し、読書通帳は市内の小中学生に無料で配布しています。

昨年、日ごろ、図書館を利用できない児童生徒が、読書の機会がふえる夏休みに、大きなかばんに本をいっぱい入れて来館し、本を返却すると、すぐさま新しい本を大量に借り、読書通帳機の前に列をつくっていたそうです。

また、兵庫県西脇市では、昨年10月に読書通帳機を図書館に導入し、2万冊の読書通帳を準備し、年齢を問わず、希望者に無料で配布しました。この西脇市の図書館で読書通帳利用の様子をテレビが特集し、放映されていました。

読書通帳の利用についてインタビューされたご婦人が、自分の借りた本の履歴がわかり、借りるとき重複しないで行ったとコメントしています。読書通帳の導入の図書館では、貸し出しが2倍に増加したところも出ています。

以前、児童生徒について、貸し出された本は、うちどくノートに記載できるようにしているとお聞きしましたが、借りた本の履歴がわかり、通帳に記帳する仕組みを楽しみながら、読書意欲を高めることが期待できる読書通帳の導入について、お考えをお聞きします。

次に、発達障がいと支援についてお尋ねします。

乳幼児健康診査が、4カ月、7カ月、1歳8カ月、3歳6カ月の年齢で行われています。乳幼児健康診査、健診は、赤ちゃんが健康に順調に育っているか、成長や発達の上での心配ごとや病気はないかなどを調べ、赤ちゃんそれぞれに合った子育てのアドバイスをする場とされています。

国立特別支援教育総合研究所紀要の特集「発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題」を読みますと、「乳幼児期は、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ち、様々な認知機能の習得等、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期である。この時期に適切な支援を受けられないと、就学後の学習面や生活面に様々な困難を抱えることが多くなり、また情緒不安や不適応行動等の二次障害が生じてしまうこともある。このように発達障害のある子どもへの早期からの総合的な支援システムを構築することへの重要性が高いが、その障害特性に起因する課題も多い。」

として、

1つ、「診断は早期であればあるほど不確実性が高く、乳幼児期では発達障害の可能性はあるが確定診断がつきにくい子どもの割合が多い。」

2つ、「保健師や保育の担当者等が発達障害の可能性に気づいても、適切に判断することは難しい。」

3つ、「年少であればあるほど保護者にとっては、障害の需要が困難な時期でもある。」等、現状の主な課題を挙げています。

健診項目として、身体発育状況を初め精神発達の状況等で、運動機能や精神に障がいがあると確認されたとき、障がいと認められる子供に対して、どのような支援をされるのでしょうか。

また、障がいがあると確認されたとき、保護者、特に母親にとって大きなショックとなり、先ほど申し上げましたが、健診の結果が早期であればあるほど、受けとめることが難しいことがあるようです。時には、単に成長が遅いだけ、発語が遅いだけと思っている母親にとって、自分を責める方もおられるように伺うこともあります。このような保護者に対する支援の方法はどのようにされていますか、お尋ねします。

健診において、障がいと認められ、支援を受けている子供に対して、就学後も継続した支援があるのか、お尋ねします。

次に、4月1日、学校教育を初め、社会のあらゆる分野が対象となる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、略して「障害者差別解消法」が施行されます。文科省の特別支援教育調査官は、これまでも各学校、地域で、合理的配慮を含めて、さまざまな取り組みがされています。4月1日に学習指導要領を改訂することはありません。しかし、障害者差別解消法が施行になり、そこで差別の禁止はもちろん、公立学校では合理的配慮が法律上義務化される。改めて意識することが必要であると述べ、そして、新しい考え方である合理的配慮を踏まえながらも、これまでの実践を尊重するよう呼びかけておられました。

障害者差別解消法が施行されることで、これまで以上に障がいのある子の入園希望がふえ、より多くの施設で受け入れが求められる可能性が高くなってきます。

障がいの有無にかかわらず、子供たちが一緒に育ち合うためには、保育や合理的配慮について、施設や各保育所で考えていくことが求められています。また、公立学校においても、障がいのある児童生徒に合理的配慮を提供するよう求められています。4月1日を目前にして、新学期が始まります。市の今後の取り組みをお聞き

します。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の1番目、読書活動についての1点目、岩出図書館の利用状況について、お答えいたします。

宮本議員がおっしゃられている10万572人という数字については、平成26年度の岩出図書館本館のみの貸し出し人数でございまして、分館、分室を含めた貸し出し人数は10万9,843名となっております。そのことをお断りして、お答えさせていただきます。

岩出市図書館本館のみの貸し出し人数は10万572名でございますが、そのうちリピーターを除いた実質利用者数は9,520名でございます。参考までに、分館、分室を含めた実質利用者数は9,604名となっております。

次に、2点目の読書通帳の導入についてお答えいたします。

読書通帳の導入については、読書通帳機の購入とか、図書館システムの改修を初め、設置後に必要となる維持管理経費など、多額の費用が必要等のその理由から、導入については検討しておりませんが、岩出図書館では、平成24年度から家族ふれあい読書推進事業の一環として、うちどくノートを市内小中学生に配布しており、このうちどくノートには、読書した日や本のタイトル、子供と家族の感想などを書き記せるようになっており、読書通帳と同様、読んだ本の記録ができるとともに、家族とのコミュニケーションツールとしても有効なものとなっております。

現在、岩出図書館の司書派遣事業によって、学校図書館にうちどくに適した本のコーナーを設置したり、各小学校から選ばれた児童のうちどくの記録を岩出図書館に展示するなど、うちどくノートの活用が進んできております。

また、うちどくノートを宿題として活用し、担任が目を通すことで、担任が子供の読書傾向を把握したり、子供に読書アドバイスをしたりすることにも役立てています。

今後、保護者に対しても、うちどくノートの活用について一層の啓発を行い、子供たちの読書活動の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、宮本議員ご質問の2番目の2点目、保護者に対する支援について、それと、3点目の継続した支援はあるのか、それから、4点目の小中学校における合理的配慮の義務化について、総括してお答えさせていただきます。

これまでの本市の対応については、学校教育施行令に基づく発達障がい等支援を

要する児童生徒が、年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育が受けられるよう、岩出市教育支援委員会において、就学先等について総合的な判断を行っております。また、本委員会を通じて支援を必要とする児童生徒に対して、早期の段階から教育相談、支援を行っており、就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行っております。

岩出市内の小学校の通常学級に在籍するLD、ADHD及び高機能自閉症等の児童に対して、中央小学校及び根来小学校に通級指導教室を設置し、児童の個に応じた学びの場を設けるとともに、保護者の相談や支援も行っております。

通常学級に在籍する支援を要する児童生徒については、専門的な知識を有する通級指導教室の教員や支援学校の教員を各学校に派遣する相談等早期支援に係る巡回相談を活用して、学習支援等を進めているところであります。

また、支援を要する児童については、小学校卒業時に小中連携シートを作成して、小学校時の様子や支援の内容、配慮事項等を中学校へ申し送り、継続的な支援が行われるよう取り組んでおります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、障害者差別解消法が施行されるに当たり、これまでの本市の取り組みを踏まえながら、さらに合理的配慮を含め、個別に支援を要する児童生徒につきましては、本人、保護者からの要望や学習状況等を総合的に判断し、個別の指導計画を作成して、児童生徒の個に応じた教育活動が行われるよう、子供を中心として、必要な配慮等を本人、保護者、関係機関等と相談を密にしながら取り組んでまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、発達障がいと支援についての1点目と2点目について、あわせてお答えいたします。

乳幼児健康診査につきましては、4カ月児、7カ月児、1歳8カ月児、3歳6カ月児を対象に、乳幼児の心身の異常の早期発見・早期対応に努めるとともに、発育や疾病予防、育児など母子の健全育成や育児不安の解消を図るため、毎月2回に分けて実施しており、何らかの支援が必要と認められる乳幼児には、心身の豊かな発達につなげられるよう、保護者に対し適切なアドバイスをしております。

フォロー体制といたしましては、健康相談や家庭への訪問事業、運動面や精神面の発達相談を行い、必要に応じて、医療機関や発達支援センター等、療育のための関係機関につなげております。

また、親子教室や子育て教室等を開催し、親子の触れ合いを中心とした遊びを通

じて、発達上の問題解決につなげていくことや、育児相談等においても健全な発達を促すなどの支援を行っております。

次に、3点目の継続した支援についてであります。市においては療育の専門家が保育所、幼稚園、学校等に出向き、保育士や教員等に助言を行う保育所等訪問支援事業を実施し、岩出障害児者相談・支援センターでは、フォローが必要な子供について、学校や教育委員会などと連携し、こうした関係機関で構成するケース検討会を行い、情報の共有や子供の発達支援を行っております。さらに、同センターでは、発達につまづきがある方などへの交流の場の提供や、相談員によるアドバイス等の支援を行うとともに、必要な社会資源の情報提供と紹介、同行などの支援もあわせて行っているところでございます。

続きまして、4点目の保育所において「合理的配慮」義務化についてでございますが、本市の公立保育所では、障がいのある子供について、保育士を加配し、必要な対応を行うことで、基本的に全て受け入れることとしております。また、障がい児の受け入れを行っている私立保育所2カ所に対しては、市単独で補助金を交付しております。今後とも障がいの有無にかかわらず、同じように保育サービスが受けられる環境整備に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 読書活動についての再質問1点目、平成26年度の図書館評価において、サービスの充実についての全体評価は達成できていないです。平成26年度の図書館評価で、分館・分室の立地を勘案し、特色ある蔵書構成を図るとして、那賀高等学校図書室と連携し、積極的に駅前ライブラリーのPRを行うとしています。駅を利用する高校生を対象にし、立地をお考えいただき、駅前ライブラリーの有効な図書館運営に努めていただきたいと思います。

2点目、読書通帳機についてですが、江戸川区立上一色中学校では、文部科学省委託事業、ICTの活用による生涯学習支援事業で、「ICTを活用した読書通帳による『読書大好き日本一』推進事業」の実績報告が平成24年3月に出されています。その中で直接的な取り組み効果として、読書量の増加を挙げています。全ての学年において、実施後のほうが、開館日1日当たりの平均貸し出し冊数が多くなった。開館日1日当たりの平均来館者数についても、全ての学年において、実施後の数値が実施前の数値を大幅に上回る結果になっており、図書を借りなくても図書館に関心を持ち、訪れる生徒がふえていることがわかりました。

加えて、生徒アンケートにおいても、全体の半数を上回る生徒が、本や雑誌を読む量、冊数がふえた。また、まだ読んでいないが、読みたい本ができた。本や雑誌を読むのが楽しくなってきたと回答していることから、この本実証的調査研究における各種取り組みが、生徒の読書量の増加に寄与したことがうかがえると述べられていますし、読書における読書通帳の役割として、通帳は本を借りるとき、以前借りた本を見直すのに使っているといった意見が得られたように、読書通帳の導入によって、生徒が読む本を選ぶ際に、通帳に記載されたデータを参考にしていることがわかった。

このように、読書履歴の可視化は、生徒による読書活動の一助となることがわかったとか、また、この読書通帳を通して、コミュニケーションがふえたという報告もあります。通帳を友達同士で交換し、この本がおもしろいよといったやりとりを楽しんでいるといった意見が得られたように、仲のよい友達と本を推薦し合う、同じ本を読んでいた場合は感想を言い合うといったことが行われていることがわかりました。このように、読書通帳の導入によって、読書を通じたコミュニケーションが促進されることがわかったというふうに整理をされております。

読書通帳を導入した大阪府八尾図書館では、導入後、児童図書の貸し出しが約2倍になったそうです。また、設置については、昨年10月に図書館に読書通帳機を導入した西脇市は、地方創生交付金を活用したそうです。岩出市は、この地方創生交付金等の利用しての導入はお考えにはならないのでしょうか。再度お聞きします。

そして、先ほど、教育長の答弁の中で、中央と根来小学校に通級されているお子さんの付き添いは、ご家族がされているとお聞きしてあるんですが、通級に対して合理的配慮として、保護者に何か支援がこれからあるのでしょうか、お聞きをします。

発達障がいについての再質問ですが、生徒に直接かかわる先生方については、障害者差別解消法の施行で、研修など積み重ねてきていると思いますが、クラブ活動や学童保育、放課後児童クラブなど、児童生徒にかかわってくださる指導者の皆さんへ、研修会とか啓発に努めていただけているのか、お伺いをいたします。

2点目、障害者差別解消法は、障がいがある子と障がいがない子がともに育ち合うインクルーシブ教育の理念を背景にして成立をしています。

日本教育新聞の記事を紹介しますと、ある小学校の保護者会で、私の子には障がいがあります。十分にしつけますが、障がいの特性のため、ご迷惑をおかけするかもしれませんと、保護者が発言をしました。その児童が仲間の1人に体に画びょう

を刺してしまう事件が起きました。画びょうを刺された児童の保護者は、保護者会で、先ほどの保護者の意見を聞いておりましたので、画びょうを刺した子を責めることはなく、学校側に、画びょうの管理を考え直してほしいと要望を出す程度にとどまったそうです。

自分の子供に障がいがあることを人に知られたくない保護者もいることでしょう。先生方は、障がいの特性など、学級で指導されることは大変配慮の要ることだと思いますが、施行に当たり、保護者への啓発も大切です。どのようにされているのでしょうか、お聞きをします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問にお答えします。

まず1点目、駅を利用する高校生を対象として、那賀高校との連携等についての図書館利用についてでございますけれども、まず、岩出図書館では、駅前ライブラリーをPRするポスターを岩出駅に掲示したほか、駅前ライブラリーの外壁に、高校生によく読まれる本が充実していることをPRするポスターを掲示するなど、駅を利用している方への利用促進を図っております。

また、那賀高校に対しては、全クラスと学校図書館に岩出図書館の利用案内や新刊案内を随時掲示していただき、岩出図書館、特に、駅前ライブラリーの利用促進を図っているところであります。

今後も駅前ライブラリーの充実した蔵書構成を図るとともに、那賀高校図書館や岩出駅など関係機関と連携し、駅前ライブラリーのみならず、岩出図書館全体のネットワークについてもさらなる広報を行っていきたいと考えてございます。

2点目、読書の通帳機の導入についての再質問でありますけれども、先ほどお答えいたしましたように、うちどくノート、今、岩出図書館の司書派遣事業で、とても進んできております。この成果をさらに継続し、宮本議員がおっしゃるようなことも踏まえながら、啓発、それから活用を図り、ますますの子供たちの読書の活性化、推進に図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の障がい者への合理的配慮、法施行に伴うところへの配慮、保護者等への周知とか、それから指導者の研修について、一括してお答えさせていただきたいと思っております。

クラブ活動等の指導員については、県が主催する研修会等への参加を促しているところでありますし、また、この法律の趣旨とか、それからインクルーシブ教育の

保護者への周知については、学級懇談会等で学校を通じて周知に努めてまいりたいと考えてございます。

地方創生への通帳導入機の導入についてというふうなことでありましたけれども、それについては活用というのは、現在、検討してございません。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブの従事者については、平成31年度末までに放課後児童支援員認定研修を受講することとされました。この中において、障がい福祉施策や発達障がいの基礎知識、障がいのある子供や保護者への配慮について学ぶこととなっております。

また、放課後児童クラブの受託者である岩出シルバー人材センターにおいても、障がい児への対応を含む独自の研修を行うことを企画しているというふうに聞いてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、ただいまから、私、一般質問をさせていただきます。

質問項目については7点にわたりますので、市当局の皆さんには、誠意ある前向きな回答をいただきますことをお願いをしておきたいと思っております。また、教育関係の問題については、本日は教育委員会の委員長も同席をされておりますので、よろしくご答弁を重ねてお願いをしたいと思います。

まず、質問通告している第1点から、私の質問をさせていただきます。

岩出市の観光振興についてであります。

中芝市長は、平成28年度の施政方針の中で、観光振興を重点事業に挙げられました。しかし、具体的に何をするのか、その中身のプランについては、一言も触れておられません。まさしく絵に描いた餅にしか、このまま行けば、なりかねない実態であります。

根来周辺観光促進事業で関連して、観光拠点として、ハード面でしか取り上げられておりません。実体験を通じて、いかにリピーターをふやしていけるのか、そこ

に重点を置いた政策、ここが一番重要な観光振興の基本になると私は考えております。そこで、新たな観光スタイルをどうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

2番目には、インバウンド、海外客の誘致についてであります。

岩出市を訪問されている外国人の年間の人数について、現状はどうなっておるか、お聞きをしたいと思います。

また、外国人向けの体験事業、民泊施設等について、また、多言語に対応するインフラ整備、こういうものについての観光誘客に努めるべきであると考えておりますが、現状、岩出市には宿泊できる施設は十分あるのでしょうか。市の所見をお伺いしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 岩出市は、関西国際空港、大阪方面から交通利便がよく、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジの開通により、格段にアクセスも向上したところであり、今後、多くの方に訪れていただけるものと期待しています。

岩出市は、高野山など県内観光地への経由地として、積極的に観光客の取り組みを図り、旧県議会議事堂、ねごろ歴史資料館から成るねごろ歴史の丘を観光の拠点として、最大限に活用し、岩出市全域での観光振興を図るばかりでなく、和歌山県の玄関口として、岩出から始まる和歌山県各地への観光を提唱していきたいと考えております。

次に、インバウンドにつきまして、岩出市に訪れている外国人の年間宿泊客数は、平成23年、379人、平成24年、318人、平成25年、1,034人、平成26年、1,801人、平成27年、1万430人となっております。外国人向けの体験事業につきましては、語り部を育成し、多言語対応を進める一方で、根来寺の阿字感体験や根来山げんきの森での自然体験、和歌山県植物公園緑化センターでの草花観賞など、近隣施設との連携や根来街道グリーンツーリズムでの取り組みなどを進めてまいりたいと思っております。

民泊施設については、宿泊は市内宿泊施設を利用いただいているところであり、現在のところ、考えておりません。今後、観光客の増加など必要に応じて、他所の事例も参考にしながら対応したいと考えます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。その中で、観光資源、観光振興について

ですが、とりたてて、余りこれといったような内容のことはなかったと思うんですが、高野山を中心にした一乗閣、4月1日に供用開始になるという点、根来寺を中心にした観光振興をしていくんだと。京奈和自動車道のフルインターを通じて、根来、岩出におりてくる客をさらに観光発信とつなげていくという構想らしいんですが、私は、これは京奈和自動車道で、仮に根来におりても、通過地点になるんじゃないかということ懸念をしておるわけでありまして。

そこで、提案をしたいんですが、根来ツーリズムという、紀泉アルプスを中心にしたこの施設を大いに活用して、紀泉高原の、今、高速道路とか採石場を分断しているハイキングコースをですね、さらに、過去あったんですが、紀泉高原のハイキングコース、根来山げんきの森と連結して、南、西に行く山を利用して、そういう施設を構築したり、それから、そのお考えはあるかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、岩出市の外国人訪問者が、今、ご答弁では1万人を超えているという状況であります。宿泊する施設というのは、現在、限られておまして、ここで宿泊するということは非常に難しい状況にあるということがあります。旅館業法の関係から、民泊というものについては規制が緩くなっていくという状況の中で、そういうものも取り入れていくべきではないかというように考えております。それについてもお聞きをしたいと思います。

それから、外国人が今日本に來られて一番求められておるのは、一般庶民の生活に触れたいという思いが非常に強いというふう聞いております。見る、遊ぶ、体験する、買う、食べる、泊まる、くつろぐ、こういう一体的な状況をつくり出していくということが大切であろうというように思います。

また、外国の方は、いろいろなニーズを満足されるために、インターネットを利用して、Wi-Fiに接続できることも、これは非常に大切なツールになっているということが言われております。和歌山市においても、Wi-Fiをどこでも接続できるような状況にしていくというお話が出ておりましたが、岩出市においては、そういう計画があるのかどうか。もし計画がないのであれば、早急にそういうニーズに応じていくために、環境整備をやっていくべきだと考えておりますが、市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問について、お答えいたします。

まず、京奈和自動車道開通に伴って、通過地点にならないかということで、ハイキングコースとかを設定してはどうかというご提案をいただきました。現在、先ほども答弁で申しましたように、根来街道グリーンツーリズム協議会というのを泉南市、岩出市、それから大阪府、和歌山県というところで、近隣の関係事業者の方と一緒に取り組んでおるところでございます。

その中で、大阪府の農のほうの事務所でございますが、金剛山から紀泉高原を横断するハイキングコース、これをダイヤモンドトレッキングと名づけて、これの展開をしておりますので、こちらのほう、また、根来街道グリーンツーリズムの中で推奨していきたいと考えております。

それから、次に、民泊についてでございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、他所の事例も参考にしながら、今後の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

次に、一般の生活等、外国人観光客の方に体験していただくという点につきましては、これも緑化センターでございますとか、げんきの森で森林体験、森の体験をしていただきますとか、それから仏教の体験していただく、こういったことでの体験ということを考えております。また、それと同時に、泉南地域の紀泉わいわい村ですか、そこでは、日本の昔の田舎の宿泊体験ということもできます。それから、樽井漁港のほうでは釣り堀体験、そういったこともやっております、そういう泉南市、岩出市の観光資源の発掘を現在進めておりますので、そういった形での体験ツアーというものを設定してまいりたいと考えています。

W i - F i の設置につきましては、今現在、自動販売機のほうに無料W i - F i 、フリーW i - F i を設置するというものがございまして、そちらのほうの設置を進めていくように考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今までの観光振興というのは、特に、ハード面が主にあったんですが、十人十色というんですか、10の土地で10の色があるということで言われております。それぞれに色がある、おもしろいものをそれが事業として成功して呼べるようにしていくということが、今求められておるのであります。

しかし、少なくとも普遍的な枠にだけ取り組みをして、結果として、使えない、形骸化した効果のないところに税金を投入するというのが言われておりますので、

真に必要なものは何か、その道筋を住民にもわかりやすく示すこと、これが一番大切ではないかというように思っております。

一面、地域振興の中で取り上げられるのは、建物があるから、そこにお客さんが来るのではなくて、その建物から何かを学ぶ、吸収する、そして感動を得る、こういうような取り組みが大切であるわけであります。

そして、それがリピーターとして、多くの外国人のリピーターをふやしていくというようなことも言われてきております。爆買いから体験型の観光というのが、今、特に重要な課題になっておりますので、今回、岩出市の観光振興については、いろいろな角度から精査をしていただきまして、より多くの方が岩出市に訪問して、そこで経済活動をして金を落としてもらおう、こういうような視点で、観光振興に取り組むべきであるというふうに考えておりますので、その点について、最後にご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

議員が言われるとおり、なかなか岩出市の観光振興、難しいです。このたび、一乗閣、ねごろ歴史資料館、両方の建設が3月末に完成し、4月1日オープンであります。これを機会に、岩出市は和歌山県の玄関口として、岩出から始まる和歌山県各地への観光を提唱してまいります。全国から、もちろん岩出市に観光客を集め、岩出市から発信をしていきたい、そう考えております。

○井神議長 これで、尾和議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

農業委員会法の改正に伴って、今後、岩出市の農業委員会そのものが大きく変わろうとしております。私たち、農業のあり方、農業の今後の展望について、どう進

めていくのか。日本は、過去の歴史から学ぶこと、また、農耕民族であり、私たちの食文化は大変重要なものであります。

その中で、今般、農業委員会の組織、制度改正に伴って、平成28年4月1日から施行される法改正に伴って、農地利用の適正化を進めるに当たり、任意から義務へと移行されます。具体的な方針をお聞きをしたいと思います。

また、農業委員会の委員は、今まで公選制が選ばれてきましたが、この公選制が廃止をされ、市長による選任制へ移行されます。もちろん最終的には、議会の同意を得て任命となるのでありますが、現在の任期後、定数の条例化を初め、農業委員会の募集、推薦等についてどのようにされるのか、お聞きをしておきたいと思いません。

今回、農業委員会そのものについてのあり方については、やはり3条、4条、5条の許認可のみの審査に伴っているというのが非常に大きな課題であります。いかに農業を振興し、農業を進めていくのか、この点に重点を置いた農業委員会そのもののあり方が問われているのではないかと、そのように思っております。市の答弁をいただきたいと思いません。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

農地利用の適正化の推進、任意から義務化へについてであります。これまで農業委員会は、農地法に基づく許認可事務のほか、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止などの事務について行うことができましたが、今回の法改正で、これらの業務について、任意から積極的に取り組んでいくべき制度に義務づけられました。

次に、委員の選出方法、変更、市町村長の任命制についてであります。農業委員会等に関する法律の改正により公選制から任命制となり、市長が市議会の同意を得て任命することになります。

次に、利害関係を有しない者が含まれることに関してあります。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の構成は、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れることになっています。

次に、農地利用適正化推進委員の新設についてあります。農業委員会の委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うために、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱し

ます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、アウトラインを答弁いただきましたが、そこで、私が質問したかったのは、農業委員会本来の職務である点については、任意から義務になったということでもあります。しかし、一番今大切なのは、担い手の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進をいかにして進めていくのかというのが課題であります。そのためにはどのようにしていくのか、これが一番問われている点でありますので、その具体的な方針をお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、委員の利害関係者を有しない者に含まなければならないということがあります。それとあわせて、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこともうたわれております。すなわち、高年齢差のみではなくして、各界階層の人たちの委員を選任をする。それから、男女比率を少なくとも30から40、50ぐらいの比率にしていくことが大切だというように思っております。そういう点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今度、現在の任期以降の関係であります。今まで、議会が選任して、議会で議決をするという手続もなくなります。当然、私の知る範囲では、各市町村の市長は、農業委員に入っていないということを聞いております。岩出市の場合は、市長が農業委員になっている。みずから選任して、みずからそこへ入っていくというのは、いかがなことかと私は思っております。これについてどのようにしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、岩出市の農業者は、現在、何人在籍をされているのか。現在の任期は、いつまでなのかも、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の発生防止についてであります。各地区の農業委員は、現場確認活動、パトロールを行い耕作放棄地の農地所有者等への実情を聞き、後継者不足や、本人が高齢のため自作できない場合など、農地利用集積等の貸し付け事業を活用し、耕作放棄地を防ぐ役割を果たしています。今後は、J A 紀の里や農業委員が連携し、耕作放棄地の改善に努めます。

そして、農業委員の任期なんですけども、平成29年7月19日になっております。

農業者戸数については、911戸になっております。

委員の利害関係についてなんですけども、市内では、農地を所有しない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等であれば、利害関係者に含まれると考えております。

農業委員会のメンバーについては、市長、そして、年齢が偏らないという意見があることなんですけども、この件については、農業委員会に関する法律に伴いまして検討してまいります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、農業委員の構成のあり方についてですが、利害関係者を含まないということで、その点については理解をするんですが、そうすると、どういう団体からそれを選んでいくのか。それから、年齢や性別、男女比について、今後考えるということですが、具体的な方針を再度お聞きをしたいと思います。

それから、適正化推進委員の新設についてですが、これについても、どのような形で進めていくのか、重ねてお聞きをしたいと思います。これは農業委員を兼ねることができないという規程になっておりますので、どういう形で進めていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 農業委員会委員の選出についてでございます。市長は、農業委員の任命に当たっては、あらかじめ、地域の農業者、農業団体等に対して候補者の推薦を求め、また、公募も行い、市議会の同意を得て任命いたします。

そして、適正化推進委員の構成であります。これについても農業委員会に関する法律に準じて、今後、検討してまいります。

農業委員会の年齢、性別、女性の登用につきましても、今後、市長及び農業委員会会長と検討してまいります。

○井神議長 これで、尾和議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、情報公開に関して質問をさせていただきたいと思います。

情報公開の公有・共有、現在の課題として、まちづくりの基本は、その主体である市民がみずから考え、行動することにある。そして、市民がみずから考え、行動

するためには、行政に関するさまざまな情報が市民に十分提供され、理解される必要があると言われております。

情報公開制度は、行政機関が持っている情報をさまざまな方法や手段で市民に提供することにより、行政の公平な執行や市民の信頼の確保を図り、もって市民参加による開かれた行政を推進していくことが大切であります。そのためには、請求による情報公開のみならず、積極的な情報提供が必要であると私は考えております。

また、誰もが情報を手に入れることができるような基盤整備をすべきであります。そして、市民に公開している地方自治体は、情報公開条例に基づく開示請求はそれほど多くなく、情報公開条例が十分市民のニーズに答えていけばいいのですが、現実にはそうになっておりません。情報公開の対象として、議会や外部団体などについても情報公開を求める動きが見られます。

地方自治体の情報公開は、これまで財政情報の中でも、予算・決算については、地方自治法96条に定めるところの議決事件であり、議会で議決することが定められていることから、制度上は情報の提供が行われてきていません。しかし、議決事件に当てはまらないまでも、その他の政策情報や財政情報については、的確に市民に情報の提供を行っていかねばなりません。

また、議決事件の予算・決算であっても、一般的に、誰でもわかりやすい形で公開されて、数字だけの掲載のみではなく、どのような意味をあらわしているのか、また、難解な行政の専門用語が羅列されていたりするなどすれば、市民の情報を得る機会をそぐことになることは言うまでもありません。

情報公開に当たっては、我々は常に謙虚でなければなりません。市民に多くの情報を知っていただき、市の行政のやり方についても、具体的に、今、何を行政はしているのか、それを常に見ることができる状況にしていくことが大切であろうと考えております。

そこで、岩出市の現状を鑑みて、今の岩出市の情報公開について、私は、問題が多々あると思います。その問題を解決するためには、岩出市の一部に、例えば、1階の喫煙コーナーのところを改装して、岩出市の情報公開コーナーとして、そこに一手に集中して、誰もが閲覧することができる、そういうようなスペースを早急に構築していくべきではないかと考えております。

その中には、現在、岩出市の原課で置いているパンフレットや資料等についてもカウンターの上に置いておられますが、私は、非常に市民の立場から言うと、書類が多くて、話行っても書類を避けながら話をせざるを得ないと、こういう状況は決

してよくないと思っております。

そういう意味では、総務課あるいは福祉関係、事業関係、全ての情報できるコーナー、パンフレットや啓発できる資料については、1カ所にまとめて、そこで自由に市民が持ち帰ることのできる資料と閲覧できる資料と、そういうものに分けて設置をすべきであると、そのように考えておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、情報公開に関してについて、お答えいたします。

1点目の現行の問題点及び課題についてでございます。

岩出市では、最近、特定の者による頻繁な公開請求などにより、情報公開請求の件数が増加の傾向にあります。このことに伴い、職員の通常業務が停滞し、多大な労力とコストがかかることが問題となっております。他の自治体におきましても、営利目的の請求や大量の請求など、公開請求する権利の乱用が問題となっており、乱用的な請求を許否する旨の規程を設けたり、手数料を徴収する自治体などもあるようです。岩出市におきましても、乱用的な請求があった場合の対応が課題であると考えてございます。

次に、2点目につきましては、現在、閲覧可能な情報については、各担当課のカウンターに設置するなど、閲覧をしていただいております。また、市ウェブサイトや広報紙などでも積極的な情報の提供に努めているところであり、現在のところ、コーナー設置の考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まことに後ろ向きな答弁、市長、どう思いますか。

私は、各地方自治体の窓口に行って、近畿圏でありますが高槻、大東、それから枚方、大阪、西宮、泉大津、堺、全ての市町村、和歌山市においても当然ですが、情報コーナーセンターを設置をして、そこに全ての今持っている市の情報を集約して、そういうコーナーを設けて、自由に見ていただく、自由に閲覧していただく。それから、あるいは審議会なり教育委員会の会議の内容、これら全てについて閲覧できるコーナーを設けて、各自が請求する場合は、各自でコピーをして、これは10円要るわけですが、その必要なところをコピーして持ち帰りができるというようなところが多く設置をされております。

そういう意味では、情報をいかに市民に知らせていくのか。今の総務部長の答弁では、情報を営利目的とか乱用されているんだと。だから、これは制限するんだと。後ろ向きの答弁と言わざるを得ません。

市民は知りたい情報をいつでも見れる、これが一番大切であり、それに対して、行政は説明責任を果たしていく。まさしく、これこそ市民との間のコミュニケーションであり、このことをしない行政は、現代の流れからおくれをとるという状況にならざるを得ないと思います。

その点については、全国の市民オンブズマンが全都道府県を対象に、情報公開ランキングを発表しましたが、一番上位は北海道で、2番目が札幌市でありました。この情報公開制度の目的は、公平で透明な行政の推進、行政への市民参加の促進、行政運営に関する市民の監視機能、市民生活の充実などが主な目的であり、今の部長の答弁は、全く時代の流れに逆行する答弁と言わざるを得ません。

岩出市民に対して、もっと多くの情報を提供して、そして、その中から市民と市民の判断を求める、そういう姿勢がなければならないと考えております。

再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

情報公開の件でございますけども、先ほども私答弁させていただいたように、各課に配置しております閲覧可能な情報については、各担当課のカウンターに置いて配備をしてございます。それを閲覧することができます。

尾和議員おっしゃるようなコーナーの設置についてでございますけども、コーナーに大量な情報を集めることによって、逆に、市民の方が検索するのに難しくなる、こういうことも考えられます。そういうふうなことも鑑みしまして、現在のところ、コーナーの設置は考えておりませんということであります。

それから、情報については、市のウェブサイトであるとか、広報紙などでも積極的に情報の提供に努めておるところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再々質問を行いますが、全く時代に逆行する答弁でありますので、これ以上言うても、岩出市の体質というのは変わらんのかなと思いますが。私は、こういう情報については、市民の財産であるわけです。あなたたちのものではないんで

す。市長のもんでもなし、執行部の部長のもんでもないわけです。そういう資料は、市民が見て初めて判断をすることができる。そういう立場で、今後も情報公開については、公開度を上げていく、そういう取り組みを積極的にやるべきだということを強く求めておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

情報の公開については、先ほど来から答弁しているとおりでございます。なお、情報の不明な点がございましたら、総務課にご相談いただければ、担当課にご案内をさせていただきたいと存じます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

道路工事についてであります。

道路整備について、施政方針の中で、市道押川根来線に関して、中芝市長は、事業箇所が山間部であることから、難工事が続いておりますが、本年5月末の全線完了に向けて取り組んでまいりますということを述べられました。しかし、当初の予定は4月供用開始であったとっております。なぜ、率直におくれたことを言わないのか疑問であります。私が気づいたのは2月の初めごろであったと思うんですが、のり面が大きくえぐられ、泉佐野岩出線から北進していきますと、崩れて崩壊している箇所が目にとまりました。私の目を疑ったんですが、あれは崩壊しているなということを気づいたのは、現地クリーンセンターから回って、火葬場に行き、見た現場であります。まさしく、目測で、幅30メートルから高さ30メートル近いところが崩壊をしておりました。

そこで、この工事について、3点お聞きをしたいと思います。

崩壊したのはいつで、その原因は何なのか、復旧工事の予定とその費用は幾らかかるのか、明らかにしていただきたいと思います。

それから、これとは直接関係ありませんが、岩出市内の道路管理について、道路管理システムを構築して取り組む必要があるのではないかなど。土木課の職員のみでは、1人の目より2人の目、2人の目より3人の目で道路の状況を見ていく。これは非常に大切なことでもあります。私たち市民も、道路の陥没やそういう異常

が発生したら、すぐ担当課に連絡できるようなシステムづくり、これが求められているように常々感じております。

住民の人の協力を得て、日常的に、側溝のグレーチングの脱落、路面の凹凸などを身近にお住まいの人からの情報を受ける体制を構築して、大きな災害にならないために防止対策をつくっていく、そのことが大切やと思っておりますが、岩出市の、いわゆる通称岩出市道守くんという形で、各地方自治体で取り組んでおる名称を使いましたが、そういう制度を活用していく考えがないのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 道路工事に関してのご質問にお答えします。

道路工事について、崩壊したのは平成27年10月26日です。

原因についてであります。当初計画において、社団法人日本道路協会発行の道路土工一切土工・斜面安定工指針に基づき、のり面の水平距離で30メートルから50メートル程度の間隔でボーリング調査を行うこととの記述から、当該のり面の水平距離が最大35メートルで、おおむね一律の勾配斜面であり、過去に地すべりが起こった形跡もないため、当該計画のり面の最上部と最下部で地層の厚みを確認するため、2本のボーリング調査を実施しました。

このボーリング調査結果により、崩れやすい岩層である強風化砂岩が表面から約2メートルの厚みで一律に分布していると推定していましたが、崩壊後、新たに当初ボーリングの中間部で、2本のボーリング調査を実施したところ、表面から、最大約8メートルの深さまで強風化砂岩が分布したことが判明し、切土のり面を抑えるロックボルト径19ミリの鉄筋が、支持層の岩盤である軟岩Ⅰまで挿入できていなかったことが崩壊の原因であります。

次に、復旧工事の予定とその費用についてですが、今回ののり面崩落に伴い、工法をロックボルトからグラウンドアンカーに変更し、6,137万2,080円の増額を行っています。また、工期については、3月17日に繰り越しの承認をいただいたところであります。現在は、変更した工法により早期完成を目指し、再度の崩落がないよう、安全管理を徹底して、慎重に工事を進めているところです。

次に、道路管理システムへの取り組みについてであります。本市の道路管理については、道路パトロールによるものや住民の方からの連絡などをもとに、現地確認と対応を実施しています。

なお、通告にあります道守くんは、京都の大学で開発中の道路管理システムで、

ウェブ上の地図を使って、位置情報を持ったデータを総合的に管理加工し、高度な分析と迅速な判断を行えるとのことで、都道府県レベルの面積を持った管理者に有効であると考えられます。

本市の道路管理につきましては、市民ニーズに対して、既存の住宅地図等で十分迅速に対応できていることから、このようなシステムの導入は考えておりません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。このような崩壊の事故が起きた原因については、いわゆるどこが責任なのかということが明確に言われておりません。いわゆる岩盤部分が当初の設計の段階で、さらに砂岩があつて、奥に岩盤部分があつたということでもあります。当初の岩出市の税金を使ったのは約8,000万円だと記憶しておりますが、さらに6,100万円も市民の税金を上積みして使っているわけですよ。その責任は誰にあるのかと。設計段階なのか、それとも施工段階なのか、これを明確にしない限り、二度とこのような事故が起きないとも限らないわけでもあります。

それを明確にして、次の作業にする、これが教訓にするということが大切やと思うんですが、アンカーピン、アンカーボルトとも言われますが、岩盤に届いたというのが届いてなかったということですから、施工なのか、いわゆる設計ミスなのか、これについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、道守くんの問題であります。これは私は、長崎県なり、それから、今言われました京都でそういうことが行われ、県段階ではいい方法だねというんですけども、決して県段階じゃなくして、市町村段階でも、これは活用できる1つのツールだろうと。大きなことを市民の皆さんに求めるのではなくして、市民の声を上げていく。そして、こここのところ、おかしいよねということがあれば、そこに連絡をしていく。そういうようなシステムづくりをつくっておればいいんじゃないかなというふうに思っております。

長崎県の、これは資料なんです。長崎県では470人の道守くんをつくって、インフラの管理や安全、住民の力を活用して、昨年は149件通報があつて、事前にそれを改善したと載っております。技術的な土木施工の主任とか、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸線とか架橋とかいろいろありますが、ただ、身近なところで起きている現象、それを挙げていくということは、決して、そんなに困難なことではないと思います。

今でも、市民の皆さんが土木課に連絡をして、その都度、改善されていると思う

んですが、そういう役割を担う人を岩出の中であつていく。そういうことが求められているのではないかと思います。再度お聞きをしたいと思います。

「・・・（通告外の発言）・・・」

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、設計段階のミスか施工段階のミスかというご質問ですが、先ほどもお答えしたとおり、設計時においても、施工においても、基準書どおり行っておりますので、ミスがあったとは考えておりません。

それと、6,137万2,080円が丸で無駄になったかのようなご質問であったかと思うんですが、これにつきましては工事の変更請負額は1億4,917万7,160円となっておりますが、設計当初から崩れやすい岩層である強風化砂岩が表面から最大8メートルの深さまで分布していることがわかっておれば、工事費は1億3,905万5,400円となつて、その差額は1,012万1,760円となります。

それから、道守くんですが、私、勉強不足で、長崎県のものは存じてないんですが、京都道守くんに関しては、先ほど言いましたとおり、非常に高度なシステムで、お金もそれなりにかかると思われまふ。本市の場合は、住民から多数の情報が寄せられるんですが、その都度、住宅地図等で迅速に対応できていますので、このようなシステムは必要ないと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、事業部長は、当初の予算では幾らで、今回の補修で6,100万かかった。合計、全体では安いんだと。いわゆる軟弱な砂岩がありながら、設計の段階でそれをなぜ精密な設計をしないのか、私はそこを言っているんですよ。

結果は、崩壊をしたわけでしょう。崩壊をするような軟弱な地盤があつたということをおきながら、それをもっと具体的に、そういうことが起きないようにするためにしておけば、当初の金額で工事が終わっているはずですよ。供用開始も4月初めからできるわけですから、そのことを市は責任を感じないのかということをおきながら、再度ご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

決して当初からわかっていたものではありません。最初の答弁したとおり、基準書に基づいて、30メートルから50メートルの間隔でボーリング調査を行うこととなっておりますので、当初は2本のボーリングしかしておらなかったと。それで、深い、最大8メートルまでの強風化砂岩がわからなかったと。崩れた後に、再度調査してみたら、それが初めてわかったということです。

それと、当初の金額でできておったということですが、そうではなくて、当初から8メートルの深さがわかっておれば、1億3,905万5,400円必要だったということです。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

貧困問題についてであります。貧困や生活の困窮、高齢化世帯や非正規雇用世帯、ひとり親家庭、子供の貧困など、あらゆる世代に広がっております。また、要因も複雑化しております。厚生労働省の国民生活調査によりますと、日本の総体的貧困率は、2012年で16.1%、OECDの最新統計でも、日本は16%、加盟国34カ国中ワースト6位であります。日本では6人に1人が、年間122万円未満の低所得の暮らしを強いられており、経済格差にあえぐ貧困層は確実にふえております。

先般、18歳の子を持つお父さんから、大学に入学したんだが、入学金がない、どうすればいいのかという相談を受けました。私は、社会福祉協議会へ相談に行き、必要な手続を行うよう、窓口の紹介をさせていただきました。身近な問題として、この貧困問題、今、クローズアップされ、全国的にも問題を多く抱えている課題であります。

そこで、岩出市において、過去3年間の市内小中学校の要保護児童生徒数、人員、保護率、うちひとり親世帯、それから、過去3年間の市内小中学校の準要保護児童生徒数、要保護生徒の高校、大学等への進学率をお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、貧困の連鎖を防止することについて。

生活困窮者自立支援制度における市生活支援センター事業について。

岩出市において、利用者の相談受け付け状況、年齢構成、男女比、相談内容、こ

こについてお聞きをしたいと思います。

3番目に、今後の対策であります。厚生労働省人口10万人当たり、月20件の目標を設定して、厚生労働省は訪問して相談するといった掘り起こしが十分でないとの分析をしております。

そこで、岩出市においては、相談実績の向上や総合的サービスをワンストップで提供できる体制の確立など、今後の対策についてどうされるのか、お伺いをしておきたいと思います。

それから、任意事業ではあります。学習・就労支援、生活困窮者への支援について、お聞きをしたいと思います。

それから、教育問題についてお聞きをしたいと思います。

学校における子供と向き合う時間の確保についてであります。公立小中学校教職員の超多忙化により、子供と向き合う時間が十分に確保されていないとの意見が相次いでおります。しかし、平成32年度の英語の教科化による授業時間の増加、防災学習やお金の使い方など、教育の増加や教員の外部講師による各種研修などがふえ、トイレに行く時間もとれない状況になっております。また、帰宅後、翌日の授業の準備のために夜中まで仕事を行い、まともに布団に寝ることができない教職員もいると聞いております。

私は、それを改善するために、5番目に、現在、帳簿の簡素化等について、現在、どういう帳簿があり、その帳簿の簡素化について、お伺いしたいと思います。

指導要綱の電子化や学習指導計画案を数字管理簿にしたり月案にするなど、簡素化して、子供と向き合う時間をふやすべきだと考えておりますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

6番目に、部活動に関する指導についてお聞きをします。

中学校などの部活動の顧問を務める教員の多忙の問題を改善しようと、若い先生らが、教員に部活顧問をする、顧問をしない、選択権を求める全国の署名が約2万2,000人集約されて、各県の段階でも、部活動に関する情報交換で、土日のいずれかを休業日にするなど働きが強まっております。ある市では、市教委が週に一度の休業日を設けることを啓発するポスターを掲示し、部活動の過熱化の抑制を求めています。

文科省の調査では、中学校教員の9割以上が部活動を担い、一昨年に発表されたOECDの国際教育指導要綱調査でも、日本の中学校教員の部活動に要する費用は、3カ国中、平均の3倍以上であるということをおっしゃっています。中央教育審議会

も、昨年の暮れに、部活を支援する教職員以外のスタッフ、部活動指導員の制度化を答申し、文科省は、学校職員として法令に位置づける方針を検討し、部活指導の負担軽減について検討をしております。

岩出市の部活動の負担軽減の取り組みについて、どのようにされているのか、お聞きをいたします。

7番目に、労働教育、いわゆるワークルール教育の推進であります。

ブラック企業が横行する中、労働者や使用者に労働法などのワークルールを身につけ、ワークルール教育推進法案が超党派の議員で今国会に提出を検討され、日本労働弁護団もワークルール教育の推進に関する法律を発表しております。ワークルールに関しては、中学校を卒業しますと社会人になり、その中で労働トラブルが多く発生して、高校生や大学生のブラックバイトの問題や社会問題になっております。これらの問題について、義務教育の段階からワークルール教育の必要性が高まっていると考えております。

岩出市においての方針をお聞かせください。

8番目に、最後に、働く人の権利を守る学習の推進であります。

児童や生徒の発達段階に応じて、学校での授業やキャリア教育、経済教育の中に働く人の権利を守る学習の機会を設けることを検討すべきであると考えております。市の所見をいただきたいと思っております。

できましたら、教育委員長のほうから総括的な答弁をいただき、その後、よろしくお願いをいたします。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の貧困に関する1点目、子供の貧困に関してお答えします。

過去3年間の要保護児童生徒数は、平成24年度4名、保護率は0.07%、要保護児童生徒4名のうち、ひとり親世帯対象者は4名でございます。平成25年度、同様に3名、保護率は0.05%、ひとり親世帯3名、平成26年度、6名、保護率は0.1%、ひとり親世帯対象は6名となっております。

次に、過去3年間の準要保護の児童生徒数ですが、平成24年度、704名、平成25年度、679名、平成26年度、644名です。

次に、要保護生徒の高校・大学への進学率ですが、平成26年度では高校へは2名中2名、進学率100%、大学等へは5名中2名で、進学率40%となっております。

次に、ご質問の5点目、諸帳簿の簡素化等につきましては、指導要録等を書面に
変えて、電子的記録とすることは可能であります。但し、原本の改ざん防止や長期保存
等への対応、また個人情報保護等の観点から、強固なセキュリティー対策を要する
ため、現在のところ、導入は考えてございません。

次に、6点目の部活に関する指導ですが、学校において教員1人だけの負担とな
らないよう、チームで対応したり、外部指導者により負担の軽減に取り組んでいま
す。

次に、7点目の労働教育、ワークルール教育の推進及び8点目の働く人の権利を
守る等の推進につきましては、学校教育において、公民分野などで発達段階に応じ
て、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた必要な能力を育むためのキャ
リア教育に取り組んでいます。

特に、本市におきましては、中学2年生時に、家庭・地域社会が連携協力して、
職場体験を3日間実施しており、働く体験を通して学ぶことや働くことのとうとさ
を実感させ、学ぶ意欲を向上させています。また、将来の社会的・職業的自立の基
盤となる資質、能力、態度を育てることで、望ましい勤労観、職業観を育てており
ます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の5番目、貧困についての2点目から4点目
について、一括してお答えさせていただきます。

生活困窮者自立相談支援事業として、平成27年度の相談件数は、2月末までで8
件でございます。年齢構成についてでございますが、20代が1人、40代が4人、50
代が3人となっております。男女比については、男性が4人、女性が4人でありま
す。相談内容としましては、個人情報保護の観点から、詳細には申し上げられません
が、主に安定就労についてのご相談でございます。

それから、今後の対策についてでございますが、これにつきましては、現行制度
の中で対応していくということになります。

任意事業につきましては、現時点において、他市の動向を注視していくというこ
とで、当面は相談支援等必須事業の充実に努めていきたいと、このように考えてご
ざいます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 貧困問題であるんですが、ご答弁いただいた中で、人員についてはわか

ったんですが、ひとり親の世帯数とか保護率、これについてご答弁がありません。再度伺いたいと思います。

それから、要保護・準要保護児童、これについては、25年度事業対象、岩出市教育委員会平成26年度の資料で読ませていただきましたが、小学生で386名、中学生で295名ということであります。今、ご答弁を見ますと、かなりふえていると。数字はちょっと今控えを忘れましてわかりませんが、これらの児童に対する支援、どうしているのか。

この支援の内容について投書をいただきました。投書の中で、小学校を卒業して中学校に入る場合に、義務教育なんですけど、中学校へ入るときに、ジャージとか制服とか買うのに、約9万円からかかるんだと。小学校から第一、第二中学校に入るのにかかる費用が、全部合わせて9万近くかかると。これについて何とかしてほしいよ。

卒業生にとっては、制服も買えないという状況の中にもありますので、私は、一面提案をしたいんですが、中学校を卒業されて、もう中学校の制服はお使いにならない。妹さんがおられたら別なんですけど、弟がいたりする場合はね。そういう場合に、制服を新しく中学校に入る人にリサイクルして譲っていったらどうかと。着れないものは別にして、そういうような手だても、教育委員会のほうで1つの案として、要らない衣服があったら学校におさめてくださいと。それを活用していくとか、こういうような1つの提案なんですけども、そういうような形にして、要保護・準要保護児童に対して手当てをしていくことも大切ではないかと思えます。

それから、部活あるいはワークルール、働く人の権利の問題、これについては、この指導要綱、管理、評価、一言も触れてないんですね。ぜひ、教育委員長、この総括の中で、今年度の方針の中にうたっていただいて、1つでも2つでも、児童の将来のためにもそういうような教育を掲げていただきたい、そのように思いますが、お聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長　しばらく休憩いたします。

午後1時20分から再開します。

休憩 (12時05分)

再開 (13時20分)

○井神議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

- 中村教育委員長 労働教育やワークルール、働く人の権利を守る教育の推進についてであります。学校教育については、毎年度作成する岩出市学校教育の指導と方針をもとに、学校教育が進められております。

その中に、これまでも時代に即した教育の推進として、キャリア教育の推進を掲げております。加えて、来年度は主権者教育の推進も掲げ、学習指導要領にのっとりこれらの教育を進めてまいります。

- 井神議長 教育部長。

- 秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

教育委員長が3点目についてお答えしましたので、再質問の1点目、要保護児童生徒のうち、ひとり親家庭の児童生徒についてお答えいたします。

平成24年度、要保護児童生徒4名中、ひとり親家庭の児童生徒は4名です。同様に、平成25年、3名中3名、平成26年、6名中6名となっております。

再質問の2点目、貧困に対する支援、入学準備等についてであります。経済的支援としまして、就学援助制度があり、その中にも新入学用品費が含まれてございます。また、制服、体操服等の寄贈について触れられておりましたが、両方の中学校で一部対応してございます。

- 井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 今ご答弁いただきました。教育部長のほうから要保護・準要保護児童について4名ということであったんですが、先ほどの答弁も関連するんですけれども、26年度の資料によりますと、小学校では386名、中学校では295名の要保護・準要保護児童がいてるということをおっしゃっているんですが、これと今の答弁とは食い違いがあるのではないかと思います。それとあわせて、学習支援のほうはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

- 井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

- 秦野教育部長 まず、人数関係についてであります。私がお答えさせていただいたのは、要保護児童生徒についてお答えをさせていただきました。ちなみに、準要保護世帯のひとり親家庭につきましては、平成24年度、656名、平成25年度、625名、平成26年度、607名となっております。

それから、2点目の学習支援につきましては、各学校で放課後の補充学習を行っ

ているほか、中学校では土曜学習教室を開催して、特に低学力の生徒に対応してご
ざいます。

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出第二中学校の自死についてお聞きをいたします。

新聞報道によれば、これは教育長が12月の議会で報告されたのと関連するんであ
りますが、岩出第二中学校4階非常階段から2年生の女子生徒が転落したと。その
後、この女子生徒は亡くなられたという実態であります。市教委として、同校から
女子生徒に関する、いわゆるいじめやトラブルの報告はなかったということであり
ます。

私の知る限り、学校内での施設で自死する事件は、今まで聞いたことは過去あり
ませんでした。この地においても、今、全国で起きている事件同様、発生している
ことに衝撃を受けていると同時に、父兄の間でも他人ごとではないと言われており
ます。この機会に、行政として、議会としても、この一翼を担う問題に対して、真
剣に取り組む必要があると私は強く思うのであります。

そこで、岩出市教育委員会に対して、以下の点について質問をさせていただきます
す。

まず、その事件の経過と原因及び要因は何だったのか。3カ月が経過しております
ので、まとめられていると思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、施設内において起きた事件に関して、その責任をどう感じておられる
のか。

3点目は、岩出中学校の対応について、どのようなことをされてきたのか、その
後の対策についてお聞きをしたいと思います。

それから、4番目に、この女子生徒に対する賠償問題について、市の責任の関係
についてであります。どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員ご質問の6点目の岩出二中の自死について、総括してお
答えします。

昨年12月11日、岩出第二中学校で発生した女子生徒の転落事故については、事故
発生時には意識はあったものの、医療機関等の懸命な救命処置にもかかわらず、12

月18日、とうとい命が失われました。

学校現場で生徒の命が失われるといった、あってはならない事故の発生に対し、今後、安全安心の教育の推進に向け、学校、家庭、市教育委員会、関係機関等が密接に連絡し、対応してまいります。

詳細につきましては、教育長からお答えします。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の6点目についてお答えします。

まず、1点目の経過と要因分析ですが、昨年12月11日午前7時20分ごろ、岩出第二中学校北校舎、西側非常階段4階踊り場から女子生徒が転落するのを市民の方が発見、学校に通報し、教員が現場に駆けつけるとともに、119番通報を行っております。

その後、救急車が到着し、当該生徒を県立医科大学附属病院に搬送しております。集中治療室での治療が行われておりましたが、12月18日午前7時10分、治療のいかなく当該生徒がお亡くなりになりました。

諸調査の結果や当該生徒の保護者の話から、当該生徒がいじめに遭っていたという事実は出てきておりません。また、警察においては、当該生徒のスマートフォンの記録等を確認されたようですが、事件性はないと判断されているようです。これらの状況を鑑み、原因は個人的な事情によるものと考えられております。

なお、原因については、当該生徒の尊厳やご遺族や周りの生徒たちの心情を鑑み、これ以上の追及はしてございません。

また、2点目の市の施設において事故が起こった点ですが、もちろん岩出市の施設で発生した事故であるということは重く受けとめております。今後、このような痛ましい事故が発生しないよう、学校、家庭、市教育委員会、関係機関等がより連携を強固にし、安全対策に取り組んでまいります。

次に、第3点、第二中学校の対応と対策ですが、事故発生後、体育館で全校集会を開き、学校長から生徒たちに、転落事故があったこと、命の大切さについて、冷静に行動すること、間違った情報や想像で話をしないこと等について指導を行いました。その後、各教室でホームルームを行い、各担任からも同様の指導を行いました。また、県教育委員会から、スクールカウンセラー2名、臨床心理士1名が派遣されるとともに、12月25日までカウンセリング体制を構築してきました。翌日の12月12日、土曜日ですけれども、体育館で保護者会を開催し、210世帯約300名の保護者が出席し、学校長から事故の概要と今後の学校の体制等の説明の後、県教育相談

室長から生徒の心のケアについての説明がありました。

また、今回の事故を契機に、学校では相談シートやSOSキャッチシートを作成し、これらを活用しながら、これまで以上に生徒の心に寄り添い、生徒の小さな変化を見逃すことなく、適切な指導が行えるよう努めております。

次に、4点目の賠償に関してですが、今回の事故は、性質上賠償は考えておりません。しかし、学校施設内で発生した事故ということで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に基づいた死亡見舞金の給付請求を進めているところであります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の第二中学校における事故についてであります。私は違和感を感じたのは、当初、教育長がプレスに発表されました事件で、転落をしたという表現が使われました。転落というのは、故意にその本人が誤って落ちた場合を転落というのであって、今回の場合は、状況判断しますと、みずからそこに飛びおりて、自分の命を絶ったということですので、転落という表現がふさわしくないというふうに、私はその点について指摘をしておきたいと思っております。

この事件に関連して、私宛てにメールが届きました。ある学校に通っている生徒の皆さんですが、ちょっと読み上げたいと思っております。

私は早く原因を突きとめてほしいと思っております。学校側がいじめはないと言っていますが、何もない人間が自殺を図ると思えません。私の娘も同じ学校の同じ学年です。ことしの5月から友達関係・人間関係で仲間外れにされ、不登校になっております。もう7カ月がたちますが、学校も教育委員会も何もしてくれません。たった1人の子がした行動で、たくさんの子を巻き込む今、ひとり耐えている娘、日々、孤独と闘っております。学校には行かせたいけど、こんな白状な先生やうそで固められた学校には安心して預ける勇気がありません。恐ろしい。下の子も、再来年、中学生、今から不安です。一日も早く安心できる学校、安心して通える環境を望みます。今回の事件も学校からは何も連絡ありません。学校に通っていない家庭は関係ないのでしょね。ますます不信感が増してきました。岩出市、何かにおいて残念な市です。長々と済みません。

時間的には、3カ月経過しておりますので、若干変わってきておると思っておりますが、そこで、私は、自殺におけるサインが学校内で事前にキャッチできるようなシステムづくり、危機管理マニュアル等が確立されているのか。文科省あたりでは、具体

的対策として打ち出しておりますが、岩出市において、危機管理マニュアルについて整備をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

私からの説明については、みずから柵を越えて転落した事故であるというふうな説明をさせていただいたということでございます。

2点目の件につきまして、学校では、対応マニュアル等を完備しているのかということではありますが、この点につきましては、各学校の年度当初に作成する要覧等について、危機対応のマニュアル、万が一の対応等について書かれておりますし、今回の件につきましても、第二中のほうでは、そのマニュアル等にのっとり、そして市及び県教育委員会、関係機関ともよく連絡をとりながら、学校が一丸となって対応いただいたものというふうに考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1点だけ言っておきますと、教育長は、12月14日、この第二中学校で発生した転落事故についてということで、この議会で報告されているわけですね。だから、今言われたことと若干違うんではないかということ指摘しておきたいと思えます。

それから、スポーツ保険で何らかの補償をするということですが、これは上限幾らなのか、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問について、お答えします。

先ほども述べたように、みずから柵を越えて転落した事故として、私は述べたつもりでございます。

それから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの件につきましては、現在、請求を行っているところでありますので、今後、調査等がございますけれども、詳しいところは、今のところわかってございません。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、プール事故死についてであります。

昨年の8月27日、市民堀口プールで5歳児の児童が溺れて、その後、7カ月近くが経過しております。損害賠償金については1,200万ということでありましたが、示談に入って、正式に示談をしているのかどうか。賠償金を支払ったからといって終わったわけではありません。それは、遺族との間での解決であり、今後、いかにして二度と起こさないようにすることが、市行政には求められているものであります。この間、この問題について、事故の詳細な分析はいまだに公開されておられません。

そこで、2点についてお聞きをしたいと思います。

今現在、各委員会等々でどのような議論がなされ、集約されているのか。また、具体的危機管理マニュアルが既にできているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、この死亡事故に当たって、岩出市のとるべき方針、今後の方針をあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の7番目、プール事故死について、一括してお答えいたします。

まず、事故の詳細な分析はできているのかについてですが、平成27年第4回岩出市議会定例会でお答えしたとおり、この事故が起こった直接な原因として、監視員は、本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや大プールに入った瞬間を見ていなかったということであります。これらについては、監視員等に対する教育や訓練が不十分であったと考えております。

こういった反省点を踏まえ、今後の方針としまして、それらを新たな安全管理マニュアルに反映しており、マニュアルに記載した事項は確実に実行し、事故の再発防止に努めてまいります。安全管理マニュアルはできてございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問7番目の2点目の質問について、お答えをいたします。

今回の事故は、市の施設で起こった死亡事故であること及び本児が市の園児であるということ強く受けとめ、ご遺族の気持ちに寄り添い、誠意を持って話し合いで解決するよう、教育委員会に対し指示してまいりました。

その話し合いの中で、ご遺族の一番のご要望は、事故の再発防止であるという報

告を受けています。今後、多くの市民の方に安全にプールを利用していただくため、安全管理マニュアルの見直しや、平成28年度では、プールの安全対策の工事を行い、監視員の質の向上、施設の安全性の確保に努めてまいります。

なお、平成28年度の市民プールの運営につきましては、教育委員会全体でも難しい場合は、全庁体制で取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長並びに市長のほうからご答弁をいただきました。私は、この事故防止に対して、もっと具体的に詳細にやられたのかなということでは思っていたんですが、教育長も教育委員会の委員長も同席されておりますのでお聞きしたいんですが、教育委員会の議事録を取り寄せて見ました。それから、総合教育会議、この中身も取り寄せて議事録を拝見をすることにしました。

しかし、この事故のことについて、教育委員会で議事録の中に一言も載っていないんですよ。教育委員会で議論をされて、まとめられたのか、甚だ疑問に思わざるを得ません。どの機関で、どういうところで具体的にやっていたのか、それをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

報告とか記録等につきましては、再発防止に向けて、新しい安全マニュアルを作成するという点において、まとめてございます。

この報告書というのは、公表等につきましては、最終集約として、ご遺族との示談が成立した後というふうなことで公表を考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の特性である県下一若い自治体としての子育て支援や支援策の問題を取り上げます。

まず最初に、木育について質問を行います。

木育とは、国の施策における外材輸入に伴う国内の森林荒廃や花粉症の一因にも

なっている杉の植林などが、この間進められてくる中で、日本における経済問題の一環として、木の活用を進めて、国土の荒廃を食い止めようと取り組まれてきたのがもとになっています。

北海道庁が主導して、平成16年9月に発足した木育プロジェクトから出発をして、平成17年3月には、木育の理念や木育を進めていくために必要な施策が、木育プロジェクト報告書という形で取りまとめられてきています。

その後、平成18年9月8日に閣議決定された森林・林業基本計画に、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携、協力しながら、材料としての木材のよさや、その利用の意義を学ぶ木育とも言うべき木材利用に関する教育活動を促進すると、計画の中にも書かれてきています。

木育とは、木材を利用していくための普及活動にとどまるものだけではなく、木材を利用することを通じて、「産まれた時から老齢に至るまで、木材に対する親しみを持つ。」、「木材の良さや特徴を学び、その良さを活かした創造的な活動。」、「木材の環境特性を理解して、木材を日常生活に取り入れること。」ということなどが位置づけられてきています。

この岩出市で、なぜ木育が必要なのか。それは将来を担う子供たちに対して、木育を通じて、さまざまな素質を持った人間を育てられる。そういうことから、木育が本当に必要だと思うんです。例えば、森林育成活動へ参加する人や自然環境、また生活環境について、みずから考えて行動できる人などを育て、そういうきっかけとなる活動であると位置づけられますし、岩出市において、木というものを通じて、赤ちゃんから高齢者の方までの人づくり、人を育てという点において、まさに必要性が求められているものです。この木育という点で、岩出市としてどう取り組んでいくのかが問われていると私は考えます。

まず、その点で最初にお聞きをします。

この木育という点において、岩出市としての認識はどういうふうにご考えておられるのか、また、どういうふうにご思っておられるのかという点です。子育て面、経済対策面など、生活福祉部、教育委員会、事業部、全ての部署に関係してきますので、部局ごとに、この木育という点での認識、これをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、子育てに木を生かす取り組みというものが、今、全国的にいろいろな各地で行われていますが、子育て支援策の一環として、岩出市としても積極的に木育に関するイベントや取り組みを進めるべきではないかと考えます。

保育園で、園児が県内で育った木で作られた玩具を使って遊ぶということや、

園児が木のぬくもりに触れる、そういう場をつくる、そういった取り組み、小学生が森林の持つ機能の学習とあわせて、木を使った工作を行う取り組みや、また、市として事業をされている、ふれあいまつり、いわで夏まつり、市民運動会などでも、木育の視点・目線を盛り込んだり、また、子育て支援策として、新たなイベントの開催なども考えてはどうかと考えるものです。イベントの面についての考え、これをお聞きしたいと思います。

3点目として、森林・林業基本計画において、木のよさや木材利用の意義を学ぶ木育推進、こういうこともうたわれてきていますが、岩出市として、この間の取り組みと検証、これをどう市として認識しているのかをお聞きをしたいと思います。

4点目として、木育を進めるという面から、行政が地域において子育てする場所を広げていく。こういう点で、スーパーなどの企業の一角に、子供たちが安心して遊べる場所を設けてもらう、そういう企業なんかに対する働きかけや、またNPO、こういう団体などに場所の提供を行って、木のぬくもりを感じられる場所の確保や、キッズスペースを自治体のあちこちにふやしていくなど、子育てしやすい自治体づくり、こういうものも各地で進められてきています。こういうことを行うことによって、同時に、人が集まることによって、地域経済の活性化も起きてきている、そういうことも今言われてきています。

岩出市政において、このような視点で、私は行政を進めていくという上においては、こういう点での視点というのが、弱点としてあるのではないかというふうに私は思うところがあります。地域経済の活性化面、子育てしやすい環境づくりやまちづくりについての考え方、今後、どのように進めようと捉えていくのかというものをお聞きをしたいと思います。

以上、木育の点での4つの点について、質問をしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員のご質問、1番目、子育て施策としての木育についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目と3点目についてでございますが、岩出市では、保育所において、小枝や木の実などの自然物をいろいろなものに見立てたり、工夫を加えて遊ぶなど、自然や物とのかかわりの中で、身体感覚や感受性を養っていけるよう、野菜や花を植える体験や芋掘り体験、川べりへの散歩など、木に限らず、さまざまな体験ができるよう取り組んでおります。子供の成長にはさまざまな体験が必要であり、子育

て支援を目的として、特に、木育を取り出して行うことは考えてございません。

2点目につきましては、こうした考え方でございますので、子育て支援策として木育のイベントを開催する予定はありません。

4点目のご質問につきまして、キッズスペースにつきましては、平成27年度の新規事業である地域子育て応援環境促進事業において、岩出市内の店舗等に対し設置を推奨しておりますが、特に、木に限定するものではなく、どのような素材であれ、まずは設置していただくことが子育て支援につながるものであると考えてございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 増田議員ご質問の1番目の1点目、3点目についてお答えいたします。

1点目について、事業部といたしましては、森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定めた計画のうち、地域材利用促進に係る政策の一部であると認識しています。

3点目につきまして、国の機関である林野庁において、子供たちが木のおもちゃに触れる機会を全国に広める木育キャラバン巡回事業、木育の取り組みを全国に普及するための拠点設置、木育インストラクターの養成支援など、木育の取り組みを実施していると認識しています。

しかしながら、森林・林業基本計画に基づく施策の実施については、県と同様に、岩出市としても考えておりません。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 ご質問の木育の1点目と4点目についてお答えいたします。

市では、市内の小学校を対象に、和歌山県が実施する紀の国緑育推進事業に参加し、森林や林業、山村に関する体験や学習を行っているところでございます。この事業を通し、山村の人々の生活や環境、森林と林業との関係について、理解及び関心が深められているものと考えております。

次に、4点目の木材を使用しての地域経済の活性化についてでございますが、平成28年度において、紀州材を使用した木のぬくもりが感じられる教育委員会棟を建設する予定となっております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、各部署での答弁をいただきました。積極的にその必要性や大切さと

いうふうに答えられた部署もありますし、一方で、事業部などのように、考えていないというような後ろ向きの、そういう答弁をいただいた部署もあります。その点で、今いただいた答弁の中から、生活福祉部のほうで、企業に対してもいろんな働きかけはしているんだということも言われました。この間、働きかけられた企業、どういうところに働きかけられてきたのかという点が、まずお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会のほうで、教育委員会棟という言葉がちょっと出たんですが、これの説明も含めて、どういうことを考えておられるのかという点、これをまずお聞きしたいと思います。

木育という点においては、岩出市の行政そのもの自身の中で、先ほど事業部長のほうは、イベント関係なんかも含めて考えていないんだということをおっしゃられました。市民の方なんかからもよく聞くんですが、岩出市というのは、本当にイベントという面では、毎年、同じような内容でかわりばえのしない、そういうようなものが多いんじゃないかというふうに思う。もう少し工夫してほしいとか、子供たちを連れて遊びに行けるような場所も、もっとあればいいけどなという声もよく聞きます。

こういう点では、イベントという点、この点では、木育キャラバンということを行っている専門的なNPOの団体なんかもあります。移動おもちゃ館というところなんですけども、若干紹介しますと、日本全国、世界各地から集めた質の高い木製のおもちゃをそろえて、見る、聞く、参加するという形の遊びのライブステージやというようなことで、コンサートとか大道芸、紙芝居、手品というようなものから始まって、段ボールの秘密基地づくり、手づくりおもちゃのコンテストとか、子供がいろんなものになりきるといふ、なりきり変身遊びと。また、音遊びというようにおもちゃづくりというようなことなんかも含めて、見て、聞いて、歌って、踊ってと、みんなで遊ぼうというようなものを開催されている、そういうようなNPOの団体なんかもあります。

場所については、市民センターとか、いろんな会館などのホール、小学校の体育館とか、指定文化財のそういう建物、そういうところなんかでも開催しているそうです。それを行ったところなんかでは、大変市民の皆さんなんかにも好評を得ているというようなことです。

私は、岩出の行政においても、こういった専門的なそういう団体なんかへの協力なんかも含めて、イベントに取り入れていくと、市の行政の中に取り入れていく、

こういうようなことなんかも考えていってはどうかというふうに思うんです。

赤ちゃんというような部分なんかの点においても、赤ちゃん木育セミナーとか、赤ちゃん木育広場と、そういうような形で親子で、小さい赤ちゃんを抱えたそういった親子さんが、いろんなおもちゃで遊んだりとか、セミナーと言っていいんですか、そういうので子育て支援に役立てていくというような部分を含めて、本当に生活の中に木を取り入れていくことのよさ、そういうようなイベントを通じて、木育のおもちゃで、子供たち、本当に感性豊かな心を育もうというようなことも、いろんなところで、やっぱり行われているんですね。

そういう点では、こういうイベント面において、専門的に行っているそういうような方なんかも含めた、そういう点なんかを取り入れて活用していくという点についての考え方、これをお聞きしたいと思います。

そして、4点目に、経済の活性化、こういうことも、今、岩出市に求められていると思うんですね。経済の活性化に木育を生かす、こういう視点で、私は行政を進めてもらえたらなというふうにも思うんです。

例えば、岩出市における財産というものは、その1つに、私は根来塗というものがあると思うんです。この根来塗を通じて、経済の活性化を図っていくという、そういう視点、こういうものも私は行政に持っていただきたいなというふうに思うんです。

根来塗というのは使えば使うほど味が出る。それが根来塗だと思うんですね。だから、そういう点でいうと、根来塗を通じて、そういった木のおもちゃづくり、こういうようなことなんかも考えていくというふうなことはされないのか、そういう点、少なくとも、経済対策面というようなところで生かしていくという、そういう協議や検討、こういうことを行っていく中で、また、いろんな形のヒントとか新たな発想、こういうことも私は生まれてくるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう点では、こうした根来塗という部分なんかも通じたそういう発想、調査や研究という方向性、こういうことを考えるおつもりはないのかどうか、この点もお聞きをしたいと思います。

それと、森林・林業基本計画という部分なんかも国のほうで定められて、同時に、和歌山県の中においても、和歌山県市町村森林整備計画というようなものも、また、関連性は実際にはあるんですけどもね、別の形で、材木という部分なんかも含めてやっていこうという、そういう計画もあるんですね。その計画の中身については、全部を言うのもちょっとあれなんで、幾つか言うんですが、伐採とか造林、保育、

その他森林の整備に関する基本的な事項というようなところとか、公益的・機能別における林業等の整備に関する事項とか、森林の保健機能の増進に関する事項とか、いろんな項目あるんですけども、そうした森林・林業整備計画、こういったものなんかもあわせて、木育という視点で、岩出の部分の中で生かす方法とか視点で取り組んでいくということも、私は岩出市としても本当に大事な部分があるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、岩出市には、根来山げんきの森というようなところなんかも県の施設として、そういうものもあります。だから、根来山げんきの森の皆さんなんかもと、いろんなどころで、私は知恵を出し合っていく。木育という視点で、県の施設のあるそういうところで、どういうことができるのか、そういうことなんかも研究されてはどうかかなというふうに思うんです。このこともお聞きをしたいと思います。

最後に、皆さんご存じかどうかかわからんですが、2014年に第1回の木育サミットというものも開催されてきています。第2回目は2015年に行われているんですが、その中では、企業と地域がコラボレーションをしながら、木育推進している全国各地の取り組みの事例、こういうものも紹介されてきています。観光とか学び、子育て、暮らし、こういう部分のところに木を取り入れて、木のよさを最大限に引き出しながら豊かなものにしていくと、そういう木育サミットというものも行われてきています。

岩出市としても、こういうようなサミットに参加をしていって、そして、岩出市として参考になるようなそういうものを、またヒントになるようなものをつかんでいく、こういうことも私は大事じゃないのかなというふうに、本当に思うんです。こうした木育サミットというものが、ある点において、岩出市としてもこういうところに積極的に職員を参加をさせて、そして、この岩出市の行政に生かしていく、こういうことを考えてはどうかというふうに思いますので、こうした木育サミットというものについての参加についての考え方、これを最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ただいまの再質問に対しまして、事業部から産業振興の観点からお答えさせていただきます。

事業部では、ねごろ歴史資料館に紀州材を活用するなど、地域木材利用の拡大へ

の取り組みを実施しているところでございますが、市内には林業を営む事業所がない状況でありますので、岩出市としては木育に取り組む予定はございません。

それから、根来塗に関してなんですが、根来塗については岩出市の特産品でありますので、木育と関係なく、積極的にPRしていきたいと考えております。

それと、木育サミットの参加についてであります。先ほど申しましたように、木育に取り組む予定はございませんので、事業部としては参加の予定もないと考えております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

地域子育て応援環境促進事業について、まず説明させていただきます。

この事業は、応援サイトを開設して、市民に対し、子育てを支援するさまざまな情報を総合的に提供するとともに、安心して子育てできる環境づくりに取り組む事業者を子育て応援事業者として登録するというところで、それを市民の方に紹介する、そういう事業でございます。

3月10日現在であります。18社のほうから前向きな回答をいただいております。具体的に登録できるというか、18社の主な登録の内訳でございますが、民間の企業、それから商工会、それから個人商店、こういったところから、一応前向きな回答をいただいているというところでございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、教育委員会棟を建築するという件でございます。平成28年度に計画を予定しております新庁舎の増築につきまして、紀州材を使用するということでもあります。その新庁舎に教育委員会が入る予定としているものであります。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、生活福祉部のほうからは、企業に対して働きかけをしている中で、18社の方から前向きなことが検討されているということも言われました。ことしというんですか、今後、こうした方々に対して、そういった市として働きかけを行って、その後、それを進めていくというふうにするのであれば、会議とか、また、いろんな組織づくりというんですか、立ち上げのそういった部分なんかも必要になってくるのかなというふうに思うんですが、そういう点では、今後、今の18社の民間の方とか商工会の方とか、いろいろなことを言われたんだけど、そういう方とは、

今後、どのような日程で、今後、進められようと考えておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

それと、事業部からの答弁、本当に、私、残念だなというふうに思うんです。例えば、木育サミットというようなことなんかも含めて、事業部長そのもの自身も木育サミットという中身、私、どこまで知っているのかなというふうに思うんですね。実際、木育サミットというものを知った上で、当然、答えられていると思いますので、事業部長に木育サミット、この中身、どういうものを部長として認識されているのか、この点、改めてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

もう1点は、NPOのそういう専門的なイベントなんかで、そういう方なんかも含めて取り組んでいくという点なんかは、ちょっと答えなかったのかなというふうには思うんですが、そういう木育という、そういうことを、私、本当事業部として、最初に考えていないということそのもの自身が、木育というものについての認識という点で、私はどうなのかなというふうに思うところもあるんです。

実際には、木育ということ、そのもの自身については大切なことなのか、それともそうではないというふうに思っておられるのか、この点もあわせて、もう一度、お聞きをしたいと思いますというふうに思っています。

以上です。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

子育て環境の応援事業といいますのは、企業さん、それから各種団体において、子育てに対する何らかの取り組みをしていただいているところを市のほうに登録いただいて、こういうことを取り組んでいただいていますよということ市ホームページ、今度つくりますですけども、子育ての支援サイトのほうで紹介させていただくという事業でございまして、木育についての事業ではございません。

その中で、私のほうで何十社か直接回らせていただいております、その中で働きかけをしておりますので、それは木がどうという働きかけではなくて、子育て支援について何かしていただだけませんかということで、その中でキッズスペースを設置しているところとか、もう既にございますので、それであれば登録しませんかという働きかけをさせていただいたというところがございます。

増田議員おっしゃられるとおり、いろんな取り組みが、市行政に限らず必要やと思っております、例えば、林業だけじゃなくて、農業の側面もあろうと思っておりますし、

各種いろんな企業さんからの側面もあると思いますし、そういう団体なり企業さんなりが、おのおの子育てに何か取り組んでいただくと。木に限らず、特に林業に限らず、林業だけでなく、農業、商業、あらゆる業種を含めて、子育てに取り組んでいただいているというのを支援していきたいという事業でございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

木育サミットの中身を知っているのかという質問なんですが、私、そのサミットに出席しておりませんので、木育の活動を広めていくことを目的として開かれている会議だということぐらいしか存じておりません。

ただ、木育なんですが、これは林業の振興を目的として行われている施策と捉えていますので、林業振興という意味では、岩出市には林業を営む事業所がないということですので、事業部としては、それに取り組む予定はないということです。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、小学校、中学校に冷暖房の整備という、この点についての質問を行います。

私たち日本共産党議員団、この間、一貫して、子供たちの教育環境の改善というものも求めてきました。私も、この間、林町長の時代、中村町長の時代、そして今の現市長の中芝市長の時代、ことしで28年目が始まってきているわけなんですが、この間、こうした教育環境の改善というものも求めてきました。この間、なぜ教育環境の改善を要求をしているのか。それは岩出市の将来を担う子供たちをしっかりと育てるために、また、人として健やかに育ち、人を思いやる心を育てるためにも、安心して教育を受けられる、そういう教育環境が必要だと思うから、この間、行政に対して、それを求めてきたわけです。

今、岩出市の教育環境、どうでしょう。県下1、2位の大規模校の実態を初めとして、今回取り上げる冷暖房設備面においても、他の市町村では年度計画を立てて整備を進めているのに対して、岩出市では、現時点でも全く取り組もうとする姿勢すらありません。当然、ことしの予算を見ても、そういうふうなところ全くありません。

このような教育委員会の姿勢が、今、自治体間格差としてあらわれてきています。教育委員会として、このような格差を生じている実態をどう認識しているのか、市

の認識、これをまず伺います。

2点目として、教育委員会として、岩出市での実態、これをどのようにつかんでいるのかをお聞きしたいと本当に思うんです。子供たちの声をどのように把握をし、現場の状況として、どうなっているのかということを知っているのかを2点目にお聞きしたいと思います。

3点目として、教育委員会の認識として、以前から、冷暖房設備、これを設置しない、こういう理由として、この間挙げられてきているものに、暑さ寒さを体感することが必要だからという、こういう認識があります。市の方針として、このような暑さ寒さを体感する必要性において、子供たちが体感することによって、どういった効果があったのか、その成果の内容と、その後の教育委員会としての議論、これはどのように結果づけがされてきたのかをお聞きしたいと思います。

4点目に、他の自治体では、クーラーを設置することによって多くのメリットが生じてきているという、こういう報告がされてきています。例えば、子供たちが落ちついて授業を受けられるようになった。授業に集中できる子供が多くなった。子供たちが、冷暖房の設備によって、いろんな積極性が出るような状況が生まれた。これ以外にもさまざまな声があります。私は、この冷暖房設置によって、メリットの声はあっても、デメリット、こういう声は、私たちが調査した範囲ではどこにもないんですね。

この間、教育委員会として、こうしたクーラーなんかも設置した、こういう自治体の調査、こういう研究などもされてきていると思うんですが、実際に、市としても、このような調査研究した中身ですね、こういうものなんかはどういうふうに分けられてきたのかという点について、お聞きをしたいと思います。

5点目として、こうした子供たちへの教育環境の改善に向けた取り組み、これについて、今後、岩出市としてはどのような対策が必要だと認識しているのかという点、教育委員会としても、今の状況がベストだというふうには、私は考えていないと思うんです。当然、行政としても、今よりもさらにもっと改善という部分を進めていく、そういう考えがおありだと思うんです。そういう点においては、今後の計画面、そういう面についても、今後どのような考えなのかという点を1回目の質問とさせていただきます。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の「小中学校に冷暖房の整備を」について、お答えいたし

ます。

1点目の認識といたしましては、小中学校の冷暖房の設置については、現在、普通教室に扇風機を設置するとともに、日差しの強い教室には、よしずの設置や遮熱フィルムの張りつけなどの対策を講じてございます。

2点目の現場の実態把握についてですが、校長の意見や現場の声を反映し、必要と思われる保健室や特別教室にはエアコンを完備してきております。そのため、現時点では普通教室への設置は計画しておりませんが、平成25年12月の三栖議員、平成26年3月の山本議員の一般質問でお答えしたとおり、引き続き研究検討してまいります。

3点目の暑さ寒さを体感することの成果ということではありますが、暑さ寒さに対する抵抗力を身につけるといことが考えられますが、特段成果を求めるものではございません。

4点目の調査結果ですが、平成26年4月1日現在、文部科学省の調査ですが、全国の公立小中学校の普通教室に対する普及率は32.8%、特別教室で27.3%となっており、和歌山県においては、普通教室で20%、特別教室で27.6%となっております。

5点目の今後の対策として、エアコンの設置については、全国的にも環境や予算、教育施策の優先順位等を総合的に勘案しながら進めており、本市におきましても、児童生徒の安全確保を第一義に、今後も諸状況を鑑みながら、教育施策を実施してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 一番最初に聞いた自治体間格差、この点について、どう考えているのかという点、残念ながら、全くお答えになられませんでした。通告を出しているのにもかかわらず、そういう答弁をされないという点、私は本当に残念だと思いますし、通告に従った部分については、しっかりと必ず答弁していただきたいというふうに思うんです。

私は、特に、近隣の自治体なんかでも、小学校、中学校、全てのところにこれを普及してきている、そういう自治体があると。その一方で、岩出市では、そういった自治体と雲泥の差がある。同じ子供たちが教室で勉強している環境において、雲泥の差が出ているという、こうした格差が生まれているじゃないかと。こういう格差について、市として、この格差についてどのような認識を持っているのかという点、これをお聞きしたんです。改めて、この格差という点についてお聞きをしたい

と思います。

そして、体感という点においては成果は求めないと、そういうような答えでした。成果を求めないんであれば、なぜそのような対応をとられているのでしょうか。じゃあ、これまで言っていた体感ですね、暑さ寒さを体感する必要がある。さんざんこれまでこう言っているながら、じゃあ、何のためにその必要性があるのかと。実施しているのか。実際にその状況はどうなのか。当然、研究して、どのような結果があったのか。当然、そういうことを考えていくべきだと思いますし、その成果というものがどういう結果だったのかと。この答えを出していく必要があるはずなんですよ。ところが、市当局は、成果は求めないものなんだと。全く言い分通らないんじゃないですか。成果を求めないんであれば、そういうことをする必要がないじゃないですか。この点、再度お聞きをしたいと思います。

それと、答弁の中で、和歌山県下でも、全国的にも、普及率、こういうようなものを言われました。普及率が低いから岩出市ではつける必要がないと。よそもつけてないから、うちもつける必要ないんやと。その程度なんですか。現実には、文部科学省における教室、この基準ですね、これは夏季では30度C以下であることが望ましいと。最もふさわしい温度は、夏季では25から28度Cと。ところが、岩出市内の学校の教室の気温、この気温も教育委員会自身もよく把握されているんじゃないですか。

朝の9時には30度Cを超えている、こういう状況があるんです。そして、もう汗だくになって授業を受けている、勉強しているんです。異常気象という言葉なんかも随分前から使われてきているんですけどもね。この異常気象という、こういう言葉も通り越している以上に、実際には去年でも、日中の気温、教室の気温ですよ、34度C、35度C、こういう猛暑日が続いて、本当に暑くて表にも出られないというような状況というのは、もう何年も続いているんですよ。このような暑い状況の中で、朝から晩までクーラーもない、こういうような状況に置かれているのが、今の岩出市の小学校、中学校の生徒さんなんです。

子供を大切に、そして、子供を育てていく。岩出市の教育委員会、例えば、卒業式なんかでは、子供たちに夢を持ってください、人を思いやる心を持ってくださいと言ってるじゃないですか。教育委員会こそ、こうした今の小学生、中学校の子供さんたちに対する思いやりの心、これを持つべきではありませんか。他の自治体の教育委員会、こんな今の教育環境、これをどうにかしようじゃないか。子供たちにしっかりと育ててもらおう。適切な気温の中で勉強してもらおう。こういう考

えがあるからこそ、改善策を今とってきているんですよ。普及率がどうのこうのと、関係ないんですよ。要は、子供たちに対して思いやりの心、これを持って、行政を進めることこそ大切ではないんでしょうか。

改めて、設置していくというような考え、こういうことなんかはないのか、この点、再度お聞きをしたいと思うんです。

それとあわせて、最初にも言ったんだけど、暑さとか寒さとか、これを体感する必要がある、こう言っていたことは、実際には、体育の授業でそういうことを体感しているんじゃないでしょうか。

今、教育委員会として、調査や研究、こういうものを行っている。これまでも、いろんな議員さんから聞かれたときにも、そう答えていますということを言われました。岩出市に対して、クーラーなんかをつけてほしいというようなことを要望している、そういう団体の皆さんなんかに対しての答弁なんかでも、さまざまな観点から、普通教室へのエアコンの設置については研究中ですということなんかも、これ答えられてきています。研究中、いつ結果出すんですか。研究中と言われて2年、少なくとも2年近く研究されているんです。この研究、いつになったら結論が出るんでしょうか。

当然、研究中ということですので、設置を前提とした調査や研究、岩出市としてどのようにすれば、岩出市内の小学校、中学校にクーラーを設置することができるのかと、こういう視点で、当然研究されていると思うんですが、この研究中という中身、岩出市として何をどう研究しているのか、この点について、再度、その中身、どのようなものを研究しているのか、この点お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、お断りしておきたいんですが、エアコンの設置のみを捉えて、ほかの自治体との格差がある、それから、教育委員会として思いやりのないというふうにご発言されたと思いますが、私ども、総合的にさまざまなことを勘案しながら取り組んでおりまして、やはり教育委員会としては、子供第一でございます。誤解のないように念のため申し添えておきます。

まず、格差の点について、最初の答弁がなかったというご指摘をいただいたんですが、今も少し触れさせていただいたように、増田議員は、エアコンを取り上げて格差とおっしゃっていますが、岩出市教育委員会としては、子供の安全確保が最優

先であるという観点から、他の自治体に先駆けて、校舎の耐震化を完了しております。また、図書館の司書派遣事業などにつきましても、他の自治体に先駆けて実施しているもので、総合的に教育施策を見て格差はないものと認識してございます。

それから、体感のことについてご質問あったかと思いますが、暑いときには暑い、寒いときには寒いというふうに感じることも大切であるという答弁を以前の教育部長がしてきたかと思えます。その答弁の中、それは理由の1つでありまして、財政面であったり、教育施策の優先順位であったり、そういった理由の中の1つとして取り上げたものでございます。特段成果を求めるものではございません。

それから、暑い日の例などを挙げられておりました。もちろん何も対応していないわけではなくて、先ほども申し上げたように、遮熱フィルムを張ったり、よしずをつけたり、あるいは全ての教室に扇風機をつけております。扇風機をつけたことによって、子供たちからは喜びの声も寄せられてございます。

それから、研究の中身につきましては、和歌山県内でもエアコンの設置が進んでいる自治体が確かにふえてきてございます。そうすることによって、夏季休業を短縮して、学力向上の1つの対策としている自治体もあることは調べてございます。また、国の補助金、設置費用等について、現在、研究しているところでございます。

いつになったらというご質問だったと思いますが、引き続き調査研究を行い、財政状況、補助金の有無、他の教育施策の優先度等を総合的に勘案して、適切な時期に判断したいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私は、この格差というところですね、これは他の自治体がクーラーを設置しているという自治体があると。岩出市では実施してませんと。そういう点で格差があるんじゃないかというふうに指摘をしてきているんですよ。

教育委員会は、そういう部分だけじゃなしに、総合的な部分の中で格差はないというような答弁をいただいているんですが、私は限定して言っているんです。クーラーという部分について、他の自治体と、実際に岩出市とでは、れっきとした差があるんじゃないですかと。こういう点についてどうなんですかと。この格差というものがあるんじゃないですかと。そして、その格差を解消していく、そういう考えはないんですか、こういう形で質問をしているんです。

実際には、市当局自身も、今、適切な時期ということを改めて言われました。教育委員会として、財源の確保とか、そういうものなんかは調査しているとよく言わ

れるんだけど、そういう調査に何年もかかるもんなんですか、実際に。1つの学校で何教室あって、そして国の補助金というのはどのぐらいもらえる。市として計画すれば、1つの小学校で、大体、東京で1つのクラスで300万とされています。計算してみると、岩出市で全部で6億円。6億円あれば、どう見積もっても、全ての小学校、中学校、クーラー設置できる。計算上、そういうふうな形になるんですね。それを適切に、市として進めていこうとすれば、何年の年には幾らを使って、どこの学校で、どこの学年の、そういうところにつくっていく。そういうことなんかは、計算上すぐできるはずじゃないんですか。

実際には、議員がどうなんですかと聞いて、今、調査研究中ですと。何年も何年も、これ答えられている。今も適切な時期に、それを判断しますというお答えでした。だから、私さっきも言ったんですよ。いつぐらいにその結論出るんですか。市が言う適切な時期、いつごろ、その適切な時期として判断できるのか、時期について、再度お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

要するに、市としては、考え方としては、以前とはちょっと違って、設置の必要性はある。こういうふうに思っているんですけども、今の状況では設置できない問題がある。実施できないようないろんな問題があるから、実施できないんだという状況というふうに私は捉えるんです。そういう点では、適切な時期、こういう時期もあわせて、いつごろになるのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

格差のことにつきまして、議員はエアコンのみで格差を言っているんだとおっしゃいました。エアコンについての県内の状況を見ますと、普通教室で20%、特別教室で27.6%、これは先ほど申し上げたとおりです。岩出市では、特別教室の設置率は51.3%となっております。こういった意味からも、エアコンに限って申し上げても格差はあるとは考えてございません。

時期につきましては、調査研究については、どんどん進めていく必要があると考えておりますが、先ほども言いましたように、財政状況、それから市の他の施策の優先度、そういったことを総合的に判断する必要があると考えますので、時期については適切な時期に判断したい、そのように考えます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時5分から再開します。

休憩 (14時50分)

再開 (15時05分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず1つ目の質問は、労働安全衛生（ストレスチェック）についてであります。

厚生労働省の資料から、近年、仕事や職業生活に関して、強い不安、悩み、またはストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日付 健康保持増進のための指針 公示第3号）「以下「メンタルヘルス指針）」を公表し、事業場におけるメンタルヘルスケアの実施を促進してきました。

しかし、仕事による強いストレスが原因で、精神障がいを発病し、労災認定される労働者が平成18年度以降も増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっているとされています。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律においては、心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容したストレスチェック制度が新たに創設されました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること、一次予防を主な目的としたものとなっております。

ストレスチェックの制度の基本的な考え方として、事業場における事業者による労働者のメンタルヘルスケアは、取り組みの段階ごとに労働者自身のストレスへの気づき及び対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となる

ことを未然に防止する一次予防、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う二次予防、及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する三次予防に分けられます。

新たに創設されたストレスチェック制度は、これらの取り組みのうち、特に、メンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、みずからのストレスの状況について気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計、分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めるものとなっております。さらに、その中でストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

事業者はメンタルヘルス指針に基づき、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスケアの総合的な取り組みの中に、本制度を位置づけ、メンタルヘルスケアに関する取り組み方針の決定、計画の作成、計画に基づく取り組みの実施、取り組み結果の評価及び評価結果に基づく改善の一連の取り組みを継続的かつ計画的に進めることが望ましいとされております。

今後、岩出市の市職員のストレスチェックについて、どのように取り組まれていくのか、これをまずお聞きをいたします。

2点目は、この実施目的は、メンタルヘルス不調の未然防止とされるが、高ストレスを個人の問題として終わらせることなく、職場改善につなげるのが大切だと考えているが、どのような形で行っていくのか、これについての考え方をお聞きします。

3点目は、50人未満の事業所はストレスチェックの義務づけがありません。学校現場におけるストレスチェックの実施についてどうか。

この3点をお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員ご質問の1番目、労働安全衛生法（ストレスチェック）について、お答えいたします。

まず、1点目の取り組みについてでございます。ストレスチェックについては、労働安全衛生法が改正され、毎年1回検査実施を義務づけられたことから、市職員

については、平成28年7月の職員健康診断と同時期にストレスチェックを行い、その後、結果に基づく面接を計画しております。

次に、2点目につきましては、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、1点目が、労働者のメンタルヘルズ不調の未然防止、2点目が、労働者自身のストレスへの気づきを促す、3点目が、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるということを目的に創設されたもので、職員のストレスへの気づきを促し、原因となっている職場環境の改善につなげるということによって、メンタルヘルズ不調に陥ることを未然に防止するという意味を持つものであります。

市といたしましては、ストレスチェックにより、職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処し、自己管理を行うとともに、職場全体としてストレスを軽減し、明るい職場づくりを推進するために、職場環境などの把握と改善につなげてまいりたいと、このように考えております。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員ご質問の3点目、学校現場におけるストレスチェックについてお答えいたします。

現在、労働安全衛生法で義務づけられている事業所として、岩出中学校と岩出第二中学校があります。これらの中学校につきましては、岩出市に準じたストレスチェックを行います。それ以外の小学校については、ストレスチェックを行う予定はございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ストレスチェックを7月の職員健診のときに、同時期に同じような形でやられるという答弁が行われまして、結果と面接を順次されるということですが、まず面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者に対して、医師が面接を行い、ストレス、その他の心身の状況及び勤務の状況等を確認することにより、当該労働者のメンタルヘルズ不調のリスクを評価し、本人に指導を行うとともに、必要に応じて、事業者による適切な措置につなげるためのものである。このため、面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、できるだけ申し出を行い、医師による面接指導を受けることが望ましいとあるが、こうした環境をつくり出していくという点で、岩出市として、その環境、速やかに行える体制づくり、これについてどのように、今後図っていくのかということは1点です。

ストレスチェックの結果、集団ごとの集計、分析及びその結果を踏まえた必要な措置、規則第52条の14の規定に基づく努力義務とありますが、事業者は、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましいとあります。

岩出市では、その集団分析を、前回、同僚議員が質問したときにおいて、集団分析を行うという、このように答弁がされております。この結果の取り扱いです。まず、分析については誰が行うのか。また、その結果の取り扱いに関する注意点、対策等々はどのように行っていくのか。これを2点目、聞きたいと思えます。

3点目は、学校現場でのストレスチェックについてです。50人以上の義務化だから中学校ではやるが、小学校ではやらないという答弁でした。文科省の教職員のメンタルヘルス対策についての最終まとめにおいて、精神疾患により休職している教職員、人事行政状況調査結果によると、平成4年度から平成21年度にかけて17年連続して増加傾向にあり、深刻な状況とされております。

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが極めて重要である。また、児童生徒に対する影響だけではなく、教職員自身にとっても意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことが重要だと考えております。当然、先生を通して子供たちが学び、成長していく。そのためには教職員の健康は極めて重要だと言えます。

中学校は50人を超えているから市に準じて実施するが、小学校は必要ないという考え方自体、ちょっと私には許されないのではないかなというふうに思うんです。教職員のメンタルヘルス不調の背景には、業務量の増加及び業務の質の困難化があり、また、こうした状況は、小学校だからとか、中学校だからとか、関係ないのではないのでしょうか。

また、文科省の資料、教職員のメンタルヘルス対策についての中の文面に、市町村教育委員会によっては、県費負担教職員は、市町村の職員であるにもかかわらず、都道府県の職員であるかのように受けとめている場合も見られ、教職員の健康管理面まで十分に対応できてないこともあるため、市町村教育委員会が、県費負担教職員の服務監督検査として、健康管理面に対応していくことが求められると書かれておりました。

これに対して、小学校の教職員に対して、メンタルヘルスチェックを行う場合、実施には幾ら必要なのか、費用ですね、この辺についてお答えを求めたいと思いま

す。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、職場環境づくりをどういうふうにするのかということでございます。それにつきましては、部下が上司に相談しやすい環境、それから雰囲気、これを整えるということです。したがって、日常的に部下からの自発的な相談に応じる体制づくり、こういうふうなことを努めていかなければならないと思います。また、積極的に声かけなどを行って、心の健康問題などについて、早期発見、適切な対応を行っていく必要もあると。そういう面での環境の整備ということであります。

それから、ストレスチェックの分析についてでございます。これについては、委託先を和歌山県の県民総合健診センターにおいて行って、厚生労働省から示された評価基準に準拠して判定をさせていただくということであります。

それから、あと、注意点についてでございますけれども、職場環境などの評価のための調査とかストレスチェックを実施するに当たっては、個人のプライバシーの保護、これが一番重要かと思えます。そういうことを留意しながら、職員からの相談対応に当たっては、そこで知り得た個人情報の取り扱いに当たって、関連する法令等を遵守し、他に漏らすことのないよう対応してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、職場の改善等についてですけれども、それぞれ個人の持つおるストレスによりまして、内容が異なってくるかと思えます。したがって、個別の対応が必要となるケースが想定されると。それに応じて対応していきたいと、このように考えます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

対象外の小学校の先生についてということで、ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の規定によって制度化されたものでありますが、それ以前から教員のメンタルヘルスについては、さまざまな対策を講じてきてございます。ストレスチェックのみを重視するのではなくて、むしろ今までの取り組みを充実させることが重要と考えております。

例えば、議員も一次予防が大変重要であるとおっしゃっていましたが、そういった観点から、公立学校共済組合が実施する教職員健康相談24、あるいは県教育委員

会が実施するストレス相談、こういうのも活用しておりますし、また、教員一人一人がふだんのストレスの状態に気づくために、個人用チェックリスト、こういうのも配布して、メンタルヘルスに気を配っているところでございます。

なお、1人当たりの費用につきましては、約810円を見込んでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 小学校の教師の1点だけなんですけど、今までやってきたことをさらに充実する必要があるという形で言われたと思うんです。私、それはそれですごく大事なことだと思っています。ただ、先ほど、文科省の資料の中にあった教職員のメンタルヘルスの対策についての中でも、どちらかといえば、県費負担の教員だから、市町村がやらないという、どっちかという、岩出市の今さっきの答弁では、それに近いのかなという形がされたんです。

お金が1人当たり810円という形で聞いているんですが、私が調べたところ、共済の組合に入っている先生では97円で、講師の場合は129円でできるというふうな形で聞いているんですが、ちょっとこことはまた全然違ってるんで、この辺が810円とのずれが生じているわけですが、これが1人当たりのお金ができる。だから、例えば、やったとしても、1人当たり129円で計算したとしても、そんな予算的にお金がいくというわけじゃないんですね。だとしたら、それでやめるんじゃないかと考えるわけです。

現段階において、県教委が把握しているところでは、10の市町村が、このメンタルヘルスチェック、50人以下であっても、小学校、中学校で取り組む方向を示しているという形で言われておりました。実施の費用も数万円程度で済むだろうと、しかなかからないことがわかっております。教員の健康管理面に、私は、しっかり対応していただき、子供と向き合うことが大事だと。それが子供の成長につながっていくと。そういう点では、中学校は50人を超えているからやる。だけど、小学校は50人を超えていないからやらないというのではなくて、やっぱり市の職員と同様、同じように中学校の先生、小学校の先生にもしっかりメンタルヘルスチェックを行って、自己の管理に備えていただきたいと思うんですが、再度、その辺についての答弁をお願いをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

国、県あるいは周辺の市町村全体の状況を鑑み、今後、検討してまいりたいと考えてございます。もちろん県費教職員であっても、服務監督権は岩出市にある、それは承知してございます。

○井神議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 和歌山市滝畑・山口地域への産廃最終処理施設建設について、お聞きをしたいと思えます。

これまでも2回、この問題について質問をいたしました。この問題は和歌山市だけの問題ではなく、身近な岩出市民の生活、環境にも深くかかわる重要なことだと考えております。この間、和歌山市内で行われました学習会にも参加させていただきましたが、こうした場所にも岩出市民の住民の方々、数名ではございますが、参加をされておりました。大変身近な問題として捉えていることがうかがえます。

まず1点目は、現況の把握ということで、産廃処理施設における情報収集、経過報告を初め、市としてどのような形で知り得ているのかという点です。和歌山市からの説明など、どのように伺っているのか、内容等をお聞かせください。

2つ目は、平成28年1月20日に、中芝市長名で和歌山市尾花市長宛てに要望書を提出されております。こうした要望書は、岩出市内の近隣自治会から意見が出され、市として対応されたものです。住民要望を和歌山市に提出したことは大変評価できるものであると私自身思っております。そこで、提出された内容について、和歌山市及び事業所から何らかの回答をいただいているのかということです。

要望書の内容を3点、1. 最終処分場への搬入ルートは、小中学校通学路や生活道路として重要な役割を果たす道路であるため、和歌山県側からの搬入を変更し、別ルートで搬入すること。2. 最終処分場の排水による水質及び浸透水による地下水への影響が懸念されるため、環境監視等を行い、岩出市及び岩出市内の近隣自治会に報告すること。3. 岩出市内の近隣自治会に十分説明し、理解を得ること。こうした文書が出されておりますが、これらの回答についてお答えください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市來議員のご質問2番目の1点目と2点目について、一括してお答えします。

平成27年12月4日付で事業者から和歌山市に生活環境影響調査の結果と和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例第5条に規定する事業計画書が提出されております。

岩出市では、和歌山市から資料を収集した上で、近隣自治会に報告したところ、近隣自治会から岩出市長宛て要望書が提出されましたので、これらの意見を集約し、平成28年1月20日付で和歌山市長宛てに、①として、先ほどおっしゃられました、和歌山県側からの搬入を変更し、別ルートで搬入すること。2つ目に、排水による水質及び浸透水による地下水への影響が懸念されるため、環境監視等を行い、市及び近隣自治会へ報告すること。それから、3つ目、近隣自治会に十分説明し、理解を得ることの3点について、要望しているところです。

現在、要望に対する和歌山市からの文書回答はいただいておりませんが、事業者に対し強い指導をしていただいているものと考えております。

なお、事業者から和歌山市に、平成28年2月3日付で周知計画書が提出され、また、28年2月9日付で説明会変更届が提出されております。

説明会は、滝畑地区住民を対象とし、平成28年2月20日19時から和歌山市北コミュニティセンターで開催予定となっておりますが、開催日時についての調整不足及び関係住民の範囲が不足であることから、平成28年2月16日付で条例に基づく助言として、説明会は十分な時間を確保し、住民が納得できるよう、また、多くの住民が参加できるよう周知計画の再検討をされたい。対象地域として、和歌山市山口地区、阪南市及び岩出市について、再検討されたい旨の文書を和歌山市長名で事業者宛てに発送されております。

また、事業者は、2月20日に説明会を強行しましたが、出席者はなかったとのことであります。

この助言に対する事業者からの文書回答が3月3日にあり、当市に係る部分としては、阪南市と岩出市の住民に対しては、条例第8条第1項に基づく説明会を開催する必要はないと考えているが、和歌山市の強い指導があるため、自主的に説明会を開催したい。ついては、和歌山市が業者の間に入って指導いただきたい旨の回答であったとのことで、3月15日付で、再度、条例に基づく助言として、条例第8条第1項に基づく関係住民とは、和歌山市域内の住民だけがその対象ではないと考えているので、紛争の予防を図るため、対象地域の設定について再検討されたい旨の文書を和歌山市長名で、事業者宛てに発送されております。

今後も市といたしましては、市民の安全・安心の確保が図られるよう、情報の取

集に努め、許可権者である和歌山市に対し要望してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 情報を和歌山市からいただいているということでございまして、私が知り得てる情報も、今の岩出市の生活福祉部長が答弁されたとおり、私もそのことについては知っております。

一番大事なことは、和歌山市に要望書を上げたんですが、事業所からというのは回答はいただいてないということで、ある意味、道路に対する、要望に対する返答だとか、その辺は全くないということなんです。今後、それについてどう岩出市が対応していくかということが重要になってくると思います。

和歌山市長も、しっかりと事業所のほうには、岩出市、また阪南市も含めて、説明会を行うように指導をされているんですが、今後、岩出市は、先ほどの答弁では、和歌山市に対して、また、さらに要望を上げるというようなことをおっしゃっているんですが、それだけではなく、事業所に対して出すような検討というのは考えていないのか。実際には、要望書を和歌山市に上げたところで、実際は事業所から返答というのではなく、和歌山市からの返答しかないということです。

ということは、実際の道路の問題であったり、排水の問題であっても、直接事業所からの回答がなければ、その部分については、全く何のお返事ももらえてないということになります。ではなくて、和歌山市には、当然、説明会等々に関してはしっかりと要望書を上げることはもちろんですが、しかしながら、やはり事業所に対して、岩出市からしっかりと住民の生活を守るために要望書を上げるという、そういったお考え、今後お持ちにはならないでしょうか。この辺だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、市といたしましては、市民の安全・安心の確保が図られるようということで、情報収集に努め、許可権者である和歌山市に対して要望することが、いわゆる成果としてというんか、実効ある市のとり方だと考えてございます。したがって、事業者宛てには、特に要望は考えてはございません。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員　子供の貧困について、お聞きをしたいと思います。

私は、この子供の貧困に関する質問を平成26年12月議会でも取り上げました。子供の貧困問題は、今、深刻な課題でもあります。親の失業や低収入、病気、離婚、死別など、家庭の経済状況の悪化でもたらされる子供の貧困は、日本では年々深刻となってきています。

国の貧困の実態を示す国際的な指標に、相対的貧困率があります。日本政府は、2009年に初めて、公式に相対的貧困率を発表しましたが、子供の貧困率、2006年は14.2%、約7人に1人でした。当時、経済協力開発機構、OECD諸国の中でも、最悪水準に位置しているとして大問題となりました。その後も悪化傾向を続け、最新数値では、2012年ですけれども、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人へ拡大しております。国民全体の貧困率そのものが悪化しており、貧困解決は社会全体の課題であることは当然ですが、貧困を次世代に連鎖させないという点で、子供の貧困打開は待ったなしの課題として、政治に迫られていることは明らかです。

貧困問題解決に取り組む市民などの運動を背景に、2013年に成立した子どもの貧困対策法は、事態打開の第一歩となる法律です。貧困の基本概念の定義をしていない関係者が強く求めた貧困率削減の数値目標の設定はされておらず、不十分ではございますが、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図ることを目的に掲げ、子供の貧困対策の総合的な策定、実施に対する国、地方自治体の責務などを明記しています。

岩出市でも貧困大綱に沿った取り組みを進めると、前回答弁されております。前回は、子供の貧困対策推進にかかわる法律についてお聞きをいたしました。子供の貧困問題に対する市長の認識、岩出市における子供の貧困問題に対する認識について、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、岩出市の子供の貧困の把握、調査、人数について、お聞きをします。

3つ目は、貧困問題解決に向けた取り組みの施策についてお聞きをいたします。

○井神議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　市來議員の子供の貧困問題に対する市長の認識、市における子供の貧困問題に対する認識はについて、お答えをいたします。

市といたしましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は、極めて重要であると認識しております。国において、平成26年8月に「子供の貧困に関する大綱」が閣議決定され、市におきましても、その目的及び理念に沿って総合的に取り組んでいかねばならないものと考えてございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 ご質問の2点目についてお答えいたします。

岩出市における状況についてでございますが、昨年度の生活保護世帯に属する子供の高校進学率は100%、2人中2人でございます。高校中退率は9%、11人中1人、大学等進学率は40%、5人中2人となっております。また、生活保護世帯に属するひとり親家庭の子供の就園率は、平成28年2月1日現在、100%、7人中7人でございます。就業率は26.3%、19人中5人となっております。

次に、ご質問の3点目、貧困問題解決に向けた取り組みとしての施策についてでございますが、市といたしましては、平成27年3月に策定した岩出市子ども・子育て支援事業計画において、子供の貧困問題への取り組みの推進を掲げ、子供の貧困対策に取り組んでおり、平成27年度から、新たに複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、課題を分析し、包括的な支援を行う自立相談支援事業及び妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援員が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業を開始しております。実績としましては、自立相談支援事業は、平成28年2月末現在で8件、養育支援訪問事業は244件となっております。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員ご質問の2点目、子供の状況についてお答えいたします。

平成26年の12月議会においてもお答えしましたとおり、「子供の貧困対策に関する大綱」の中にある子供の貧困に関する指標に関連する次のような状況を把握してございます。すなわち、平成27年4月1日時点でのひとり親家庭の割合は、児童生徒数で計算しますと、小学校では11.6%、中学校では13.4%となっております。就学援助率は、平成27年2学期末の時点で、小学校で10.9%、中学校では13.3%です。また、平成26年度のひとり親家庭の高校進学率は97.1%です。

次に3点目、貧困問題解決に向けた取り組みにつきましては、就学援助制度の実施や特別支援教育、就学奨励費の支給、放課後補充学習、土曜学習教室、放課後子

ども教室の実施など、大綱に盛り込まれている諸施策を実施しています。また、市独自の施策として、公益財団法人上田徳一・千代子育英奨学会において、低所得者層を対象に、奨学金を給貸与しているところであります。

今後も福祉関連部局と連携のもと、各施策に総合的に取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 貧困の把握という点におきまして、前回同様、数字的なこと、各生活保護世帯の進学率などもあわせて数字をお聞きをしたんです。私、こういった数字というのは、つかむことというのは大変大事だと思うんですが、しかし、一番大事なのは実態の調査という点なんです。全国でも生活困窮で死に至るケース、また、子供をあやめてしまうような事件等々が発生しています。そこには、見えない隠れた困窮者がいる、そういうことが言えると思うんです。

例えば、生活保護対象にならない方や、数字として見えてこない部分をつかんでこそ自立に向けた支援が行えたりできるのではないかと。今みたいに支援事業等々もありますが、そこにつながったら、当然何らかの支援策、一緒に考えていただいたりという対策が打てます。ところが相談に来れない、来てない、相談に行く手だてを知らないという人たちがどんだけ埋もれているのかというのをわからなければ、すぐにそれが支援に結びつくという可能性が低く、それが全国的にも問題となっている子供、例えば、手をかけてしまったりとか、虐待につながったりだとか、当然、生活困窮で食べるものがなくといったような事件につながっていくということが考えられるんです。

私が受けた相談者の中にも、生活保護の対象者とならず、制度が受けられない。でも、実際お金がなく、自立支援もうまくいかず、家は電気とまり、食べるものもない。子供を育てる環境とは、大変思えない状況等々もありました。このケースに至っては、市の職員を初め学校、そして、地域の方々が本当に連携を図って対応していただくことによって救われていく。また、対応がとれていくという形があるんです。

また、ケースは違いますが、ひとり親家庭のお母さんは病気がちではあるが、生活のため働いて頑張っていたが、当然、正社員ではなく、非正規雇用で、ところが、突然仕事が打ち切りとなった。このショックで持病が悪化し、精神的に一時しんどい時期があった。生活保護の申請と考えたけど、車を保有していたため申請できず、車がなくなったら、当然働きにくくなるからと考えて諦めたというなどのケースが

あります。

結局、誰かに相談をすることによって、行政につながることができれば、支援というのは確実に何らかの形で前に進んでいきます。ところが、それすらもわからない。一人で思い悩んでいるケースというのが、やっぱりひとり親家庭のお母さんだったりというのは非常に多いです。そうしたことをどう行政としてつかんでいくのかというのが、子供の貧困に対して対策を打てることができると思うんです。自立支援のケースだったり、また、支援相談員ですか、行っていただいたりということというのは、行政につながったからこそ対応ができるんであって、そこにつながらない何らかの形である悩んでいる方々をどう行政と結びつくかという点を考えていただきたいなというのが私の思いです。

今後、こういう実態の調査もあわせて、どのように行政とつなぎとめることをしていくのかという点で、さらに何か政策、そういった考え方があるんですから、それについてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、こども食堂というのをお聞きしたことがあるかという点です。

今、関東を中心に、こども食堂や子供の居場所づくりについて、民間団体の取り組みが全国に広がってきております。朝食を食べていない子、学校給食だけが唯一の食事という子供もいます。母親が仕事に出ていて、一人でパンをかじっている子供、給食のない夏休みはどうしているのでしょうか。

こうした中で、各地でこども食堂の取り組みが広がり、子供だけでなく、近所の高齢者も集まり、大家族のような雰囲気でも家庭的な食事が提供され、放課後の子供の居場所づくりがつくられております。

こうしたことに率先してやられているのが堺市で、堺市が、こども食堂設置予算500万円を新年度の当初予算に計上するとの記事を見ました。民間団体から委託先を公募し、夏にはスタートさせ、月1回以上開設するという話です。堺市は、こども食堂を平日の夕方に地域会館などで開き、中高生までの子供には無償で提供、大人には約300円を払ってもらうことを検討中とか、同時に学生ボランティアと連携し、宿題などの学習支援も視野に入れているそうです。

こうした堺市の取り組みを受け、ほかの自治体でも、初年度は個食や貧困の実態を探り、再来年度以降は市が運営費の全額を負担するのか、民間団体の活動費の一部に補助を出すのかなど、実施方法をあらゆる方策を考えて検討しているところ、自治体もございます。

子供の貧困はわずかであっても放置できません。どの子の成長も発達も保障され

なければならないという立場から、岩出市でも子供が多く、また、ひとり親世帯も大変多いです。こうしたこども食堂の取り組み、この研究をする必要性が私はあると考えておるんですが、こうした情報、各地の状況をつかみ、今後に活かすために、ぜひ岩出市としても研究を行っていただきたいんですが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、数字の把握も大事であるが、それ以上に実態を把握することが何よりも大切であるということのご質問でございます。

市といたしましては、当然、個々に理由や事情があると考えられます。そのため、制度の周知、各種の福祉施策等、ここらあたりは、当然、周知・啓発しかないのかなど。1軒1軒尋ね歩くというわけにはいかないということで、皆さんに知っていただくという意味で、広く制度を周知・啓発していくということは、これは引き続き大事なことだということで、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、また関係各機関、こことの、やはり連携というのも非常に大切なことかなど。いろんな情報を入手するというんですか、共有すると。その上で、やはり対応するというのも大事だろうということで、関係機関との連携、ここも、やはり大事なかなどというふうに考えてございます。そういう意味で、その意見について、今後も引き続き取り組んでいきたいなど、このように考えてございます。

それから、こども食堂の例を挙げられて、子供の居場所づくり、いわゆる今後研究していく、そういう考えはということでございます。

確かに、そういう取り組みをされているということについては理解はしてございます。ただ、この制度自体というのか、子供の貧困に関しては、本来、もっと早くから取り組むべきところであったんだろうというふうには思います。しかしながら、最近になって、この問題が取り上げられるようになってきているというのも事実ということでございます。

市といたしましては、やはり子供の貧困というのは、貧困の世代間連鎖というのを引き起こしていくということもありますので、やはり本当に真剣に向き合っていく必要があると、このように考えてございます。

具体的に、こども食堂云々という話についてどうこうという、現時点においては、お答えする段階ではございませんが、引き続き前向きに、この問題に積極的に取り

組んでいきたいという考えには変わりはありません。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 こども食堂についてなんですが、何も子供の貧困ということが大きくなったためにやり始めたという事業ではなくて、個々で民間の方々が、例えば、ボランティアだったりという方々が、子供たちの今置かれている状況、ひとり親家庭だったり、お母さん、お父さん方が共働きで大変で、ご飯が食べれてない。食べれてないんじゃないんですよ。遅くにご両親が帰ってくるから、温かい家庭環境をつかって、ご飯を食べさせたりという、そういった形で始まっているものなんです。

ただ、自治体が、このようにお金を出そうというのは、貧困の問題というのをしっかりと受けとめた上で、何か対策をしていかないといけないということで始まったという形なんです。何も突然のように、こども食堂というのが出てきたわけでもなく、民間で細々とやってこられたという点が注目を集めて、やっぱりこれは自治体としても必要な違うかという点から、補助金を出したり、どうしようかと考えているという自治体が出てきているということなんです。

ぜひ、こども食堂についても、私は、この問題について、しっかり研究も含めて、今後の動向もあわせて、しっかりと調査もして行ってほしいなと思うんで、そのことを理解して、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

子供の貧困に関しては、実態把握をしていく中で、当然、出てくるんだろうと思うんですが、さまざまな事情を抱えておられるケースが多いということでございます。したがって、やはり各種相談事業の周知・啓発、先ほども申し上げました。それに既存施策の充実、関係機関との連携強化、それから、国・県の動向を踏まえた対応など、児童福祉施策を総合的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○井神議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いま

して、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、岩出駅前通りの活性化についてであります。

一乗閣を初め、ねごろ歴史資料館の完成を初め、根来周辺の観光事業の進捗は目覚ましいものがあり、今後大いに期待されるところであります。しかし、当市の南側に位置するJR岩出駅周辺も、観光事業にとっては、今後大切な位置を占めております。最近の傾向として、駅前通りや周辺の空き家が多くなってきており、その実態と対応はどのように考えているか、お答えを願います。

また、その空き家などを有効利用し、にぎわいの一助として、B級グルメ等の飲食店や集客力の見込める出店希望店に対し、市として助成をしてはどうか、お尋ねいたします。

また、活性化のためには、顧客の駐車場が必須であります。現在は皆無の状態であり、岩出公民館の駐車場を安価な有料コインパーキングにし、公民館利用者には無料にし、市の資源の活用を考えてはどうだろうかと要望いたします。

また、そして観光及び商業の活性化には、商工会や観光協会も大切な団体であり、とりわけ観光協会は、現在、ボランティアの方々に頑張ってもらっています。しかし、今後、現在の体制では対応しきれないと思われまますので、組織の充実と体制の強化も必要ではないでしょうか。

ぜひとも、今後の観光事業を考える上で、いずれも大切な要望でありますので、前向きに検討いただきたいと思えます。

2点目、医療用ウィッグの助成についてお尋ねします。

国立がん研究センターの最新のデータによりますと、日本では、生涯でがん罹患する確率は、男性で約60%、女性で約45%と言われております。つまり、おおよそ2人に1人はがんになる可能性があることとなります。当市においても、がん検診やさまざまな施策によって、早期発見・早期治療に取り組んでいただいているところであります。こういった多施策に加えて、現在、がんと闘っている方への支援の1つとして、抗がん剤治療等によって脱毛が生じた方への精神的苦痛の緩和の一助として、ウィッグ、いわゆるかつらの購入費用の一部の助成はできないか、お尋ねいたします。

3点目に、当市の消防団の活動と消防車についてお尋ねいたします。

常日ごろ、消防団の方々には、有事の際、大変お世話になり、市民の皆様も感謝し、私も大変ありがたく思っております。

そこで、消防団員数及び組織と、その主だった活動はどういったものがあるか、

お答えください。

また、消防車の配置はどのような形で配置がなされ、老朽化した車に対し、市はどのように助成されているのでしょうか。また、近年、その助成方式も変更になったと聞いておりますが、その点を詳細にお答え願いたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 田畑議員ご質問の1点目、岩出駅前通りの活性化についての1点目、2点目、4点目についてお答えします。

1点目の駅前通り及び周辺の空き家状況でございますが、本年度、市職員により、岩出駅前通り及び大和街道沿いを対象として、目視調査を行ったところ、25軒の空き家・空き店舗を確認しております。これら物件のうち活用の見込まれる空き店舗が11軒あり、そのうちの7軒の所有者から今後機会があれば貸し店舗等として活用していきたいなどの回答を得ました。

次に、2点目の空き家などを利用した駅前活性化につきましては、貸し店舗等として活用したいとの意見もあることから、商工業、観光、まちづくりなど、多様な観点から取り組んでいく課題であると認識しております。これに対する助成につきましては、現在、市と岩出市商工会が連携して、産業競争力強化法に基づく、創業支援に取り組んでいるところであり、一定の条件を満たせば、中小企業庁から、創業・第二創業促進補助金を受けることができる制度がございますので、創業の際にはご利用いただけます。

次に、4点目についてお答えします。

議員ご質問のとおり、岩出市観光協会は、市の観光振興に欠かすことのできない重要な団体であると認識しております。来る4月1日にオープンする、ねごろ歴史資料館並びに旧県議会議事堂などを中心とした、ねごろ歴史の丘を観光の拠点としての利活用のため、また、岩出市全域での観光振興を図ることを目的として、現在、岩出市観光協会、岩出市商工会、JA紀の里、根来寺など、市の観光にかかわる各種団体等で、観光振興団体の設立準備が進められています。岩出市観光協会には、この中心的な役割を担っていただく必要があります。

観光地域づくりを実現するためには、各種データ等の収集・分析、データに基づく戦略の策定など、観光振興団体の中心として、かじ取り役となるべき人材の育成が不可欠であり、市も積極的に支援を行い、組織の確立、充実、体制の強化を図っ

ていくものであります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 田畑議員ご質問1番の3点目、駐車場についてお答えいたします。

岩出駅周辺には、個人が営む貸し駐車場やコインパーキングが存在してございます。また、岩出地区公民館の駐車場につきましては、公民館利用者のために設置されたものであり、公民館利用者との選別や管理運営などの問題点が多く、現時点での計画はございません。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目、医療用ウィッグの助成についてお答えいたします。

医療用ウィッグ購入費助成制度につきましては、山形県において、抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛に悩む患者に向けて、がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上を図るため、平成26年4月から全国で初めて導入されたと聞いております。

現在、国のがん対策推進基本計画においては、がん患者の就労を含めた社会的な問題が取り上げられており、就労や社会参加と療養生活との両立は重要なことと考えております。

本市といたしましては、医療用ウィッグの購入費助成制度は新しい取り組みであることから、先行自治体における効果等を踏まえて研究するとともに、和歌山県や近隣市町村の動向を見て、必要に応じ検討してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の3番、消防団の活動と消防車についてお答えいたします。

1点目の消防団員数及び組織と、その主だった活動についてでございます。

平成28年1月1日現在の消防団員数は330名で、団長1名、副団長2名のもとに、岩出、山崎、根来、上岩出の各地区に、分団長、副分団長を各1名を置き、その下に26の部隊を組織してございます。主な活動といたしましては、火災発生時の消火活動や大雨などによる災害出動はもとより、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のレッドパトロールや防火啓発活動、年末警戒、1日防火デイ、地域防災訓練への参加のほか、各地区での消火訓練活動など、昼夜を問わず献身的に活動いただいております。

次に、2点目の消防車の配置についてでございますが、部隊に各1台、合計26台

の車両を配備してございます。

次に、3点目の消防車に対する市からの助成についてでございます。

平成24年度までは、地元での購入に対し、市から補助金を支出しておりましたが、市で購入し、貸与してほしいとの要望が寄せられていたことから、平成25年度に制度の見直しを行い、計画的に年式の古い車両を更新すべく、毎年2台ずつ、軽四車両を購入し、貸与しているところであります。

ただし、更新時期が数年先になる部隊では、地元での購入を希望するところも一部にあったことから、平成25年度から平成27年度までの3年間は、市からの補助金制度を残して運用してきたところであります。

今後も計画的に消防団車両の更新を行い、消防団装備の充実強化を図ることにより、市民の安全・安心に寄与してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の岩出駅前通りの活性化についてであります。現在、岩出駅のバリアフリー化につきまして、ちょっとお聞きしましたら、JRのほうでエレベーター棟を設置するに際し、地質調査を今現在行われておるということで、遅かれ早かれ、かなりすばらしいバリアフリーが完成するんだろうと思います。それに合わせて、恐らく、岩出駅として非常に大事な位置を占めてくるんだろうと思います。

そういうことで、先ほども答弁いただきましたが、実は和歌山県に観光に来られている方の人数、びっくりしました。3,000万人だそうです。そのうち宿泊されている方が500万人、和歌山県に来られているそうです。大変な方が、年々ふえているそうなんです。観光客の方が。だから、恐らく、南紀のほうを中心だろうかと思います。また、高野山等のそういうところなんだと思いますが、その中でも、やっぱり岩出というのは、先ほどからいろんな質問にもありましたように、和歌山県としての玄関口でもあります。地の利は非常に高いものがございます。あとは、岩出の地の利プラス希少価値といいますか、付加価値のついた何かを提供していくというのが、これから大事になってくるんだと思います。

そういうことで、こういう提案をさせていただいているわけですが、残念なのが、公民館は公民館の駐車場として当然利用するというお話であります。それは当然当たり前なんです。市の社会資源の活用という観点から、それはいろんな条例があり、また、いろんな制約等々があつて難しい部分もあろうかとは思いま

すが、その辺を市としていろいろ駆使をしていただいて、観光客の利便性に役立つような、ひいては、それが市全体としての税収につながっていくところになるわけですから、その辺も、これは公民館だからというよりも、公民館の方は公民館で利用を十分していただくような配慮をしながら、24時間体制で駐車をできるような、そういうところをやると、あの駅前がうんと利便性が変わってくるわけですね。そういうところら辺も、これから恐らく絶対に必要じゃないかなと思います。

それと、観光協会の件ですけど、観光協会、先ほど、体制の強化を図っていかねばならないと、また、組織の充実を図っていくという答弁ありました。ちょっと私調べました。観光協会の他市、和歌山は別格でしょうけど、和歌山市は18名、観光協会の職員がいらっしゃって、うち市の職員のOBが1名ということですね。海南市は市の職員が2名です。橋本市は観光協会の職員が3名です。有田市の観光協会は市の職員が3名、御坊市は市の職員が1名プラス観光協会の職員があと2名いらっしゃるといことです。田辺観光協会は市の職員が1名で、ほか11名いらっしゃるといことですね。そのように、大体、市の職員の方が1名ないし2名、やっぱり張りついて、観光協会の職員と一緒にあって、いろんなことを発信したり、また考えて動いていらっしゃるようです。

ということで、岩出の場合、先ほども言いましたように、ボランティアの方だけで対応し、観光協会の職員はゼロであります。商工会の職員の方が兼務をなさってやっているということで、市が補助金を出して運営をしていただいているという、そろそろ本格的に観光協会として動いていただく体制強化が図られなければいけない時期に来ているんじゃないかなと。また、一乗閣の中にも観光協会の拠点として配置する可能性も十分考えられますから、その辺も、これから岩出市として考えていただきたいなと思います。

それと、ウィッグの件ですが、ウィッグは福祉部長が言われましたように、山形県下は全市町村、全部やっています。あと、主だったところでは、秋田県の能代市とか、岩手県の北上市とか、神奈川県の大和市とか、佐賀県の伊万里市とか、大体1万円から3万円ぐらいの助成をしているようでございます。あるところは、所得制限をかけているところもあります。そういうことで、このウィッグというのは大体1万円から50万円、非常に幅の広いものだそうです。

そういうので、先ほども部長言われてましたように、どうしても抗がん剤を打ちながらお仕事をやらなければいけないという、そういう方が結構多いみたいです。そういった方も、やっぱりなかなか頭が全部毛が抜けてしまって働きに行けないと

いう方は、どうしてもこういうものが必要になってきます。そういうことで、全額というにはいきませんが、お見舞い程度のもんでありますけれども、頑張っていたきたいということで、一度、また研究、検討していただけたらなと思います。

あと、消防団のほうですが、年に2台、軽自動車の消防車をこれから貸与していくということなんですが、以前は普通車に対しても助成がなされておったということですね。それが補助金のあれが変更になって、これからは現物、車を貸与して、普通車には助成しないというふうに変更になりました。3年間は猶予期間として、一応見てましたということで、そういうことであるんですが、中には、どうしても普通車で対応したいという、そういう自治会もあるようでございます。

その辺で、軽と普通車との違いというのは、恐らく、乗る人員の確保の人数が違うので、その辺で、例えば、那賀消防で消した後に、消防団の方が、あとぼやにならないかどうか見守りをされているようです、3時間なり4時間なりずっと。そのときに非常に寒いときであったりとか、非常に暑いときであったり、そういったときに、やっぱり軽自動車ですと、お二人に限定されてしまいますんで、あとの方は外で待ってるというか、その辺では普通車で待っていると4人から5人ぐらい乗れるそうなんですけども、その辺の関係かどうかわかりませんが、中には普通車のほうがいいんだよなという、そういう班の方もいらっしゃるようでございます。

その辺で、補助が変わったというところ辺の説明は、軽を2台貸与にしたと。なぜ、そういう体制が変わったのかというところ辺をもう一度説明いただきたいなと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、観光協会への職員への張りつけというお話があったと思うんですが、現在のところ、事業部の人員にも余裕がありませんので、職員の張りつけというのは考えておらないんですが、先ほどお答えしたとおり、岩出市の観光振興を図る目的として、今、観光協会、商工会、JA紀の里、根来寺などで、観光振興団体というのをつくろうとしています。もちろん、その中にはやる気のある方もいらっしゃいますし、市も積極的に関与していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいなと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 駐車場の件について、再質問にお答えいたします。

議員ご提案のように、玄関口として集客を考えた事業展開を考えていくようになれば、駐車場は必要になってくると思います。それにあわせて検討が必要になるかなと考えます。ただ、先ほどもお答えしたとおり、公民館利用者のために設置したものであるということ、あるいは地元根づいた施設という意味合いから、地元への行事に貸し出しを行ったり、保育所や小学校に貸し出しを行ったり、駅前ライブラリーの利用者の方にもご利用いただいている、こういったことから現時点では難しいと考えております。ご理解、よろしくお願いいたします。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

基本的な考え方は、先ほどお答えしたとおりで変わるところはないんですが、がん患者の皆さんというのは、やはり痛みや吐き気といった、いわゆる症状よりも、外見の変化のほうが、やはり苦痛に感じている方が多いようにというふうに聞いてございます。そういう意味で、就労や社会参加と療養生活の両立というのは、やはり必要やというか、大切であると。そういう意味での一助として、今回、ご提案いただいているウィッグの助成という部分になるのかなというふうに考えてございますが、現在、市のほうでは、いわゆるウィッグに関してのそういう意見要望というんですかね、そういうものは、ちょっと今まで聞いてはないという事情もございません。

したがって、お聞きして、すぐに、はい、わかりましたというわけにはいかないということで、先ほどから申し上げましたように、県や近隣市町村の動向、そういうようなものを見ながら、また、実際、先行自治体で、もう既に導入されているところはございますので、そういったところの経緯、そういうようなものも踏まえた中で、必要に応じて検討はしていきたいと、このように考えてございますので、ひとつご理解いただきたいと、このように思います。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、市からの助成についてですけれども、先ほども答弁させていただいたとおりなんですけれども、平成24年度までは、地元での購入に対して、市から補助金を支出していました。補助金は3分の2です。市で購入してほしい、貸与してほしいと、こういう要望が自治会あるいは消防団のほうから寄せられたことから、平成25年度に制度を見直しして、計画的に古い年式の車両から更新すると、

こういうことになりました。

次に、普通車でなくて、なぜ軽四輪車両になったのかについてです。軽四車両につきましては、岩出市内の道路整備は進んでおるわけですが、道路幅の狭い箇所も一部にありますので、その辺のところを勘案すると、機動力のある軽四車両と、こういうふうに考えました。

次に、普通車、軽四車両の配備の状況なんですけども、普通車については機動隊、4つ機動隊ありますけど、機動隊には普通車両を配備します。その他の部隊については軽四車両ということになります。軽四車両につきましては、車内に2人、それから車外の運転席・助手席後部に2人、合計4人の乗車ができると、こういうことになってます。

ご質問にあるように、火災とか鎮火後の見守り、それから風水害等の現場待機などにおいては、非常にご苦勞はかけますけども、機動力や、それから道路幅、こういうふうなものを勘案しますと、軽四車両で対応していきたいということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、車両については、4人でしたら不足する場合もございまして、これは従来も同じですけども、全員が、その車に乗れるというわけじゃないので、あとは別車両として使用していただくと、こういうことで対応を指導しているところがあります。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

副市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

副市長。

○中畑副市長 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は、3月31日をもちまして4年間の任期を満了し、副市長を退任いたすこととなりました。中芝市長のもとで副市長として、市民福祉の向上と市政の発展に、私なりに全力で取り組んでまいりましたが、その職責を十分に果たせたかどうか、じくじたる思いでございまして。

在任中、議員の皆様を初め市民の方々や各団体、そして、市役所の職員に支えられ、この間、温かいご指導、ご協力を賜りましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

就任をして以来、私にとって職員は宝であり、そのためにも人をつくる役所でなければならぬ。また、市民の役に立つ職員になってほしい、こういう思い、観点から市役所の活性化、職員の人材育成、意識改革にも力を入れて取り組んでまいりましたが、職員はよく頑張っていて取り組んでくれているものの、まだまだ道半ばだと感じております。

議員の皆様方には、市政の発展のためにも、今後とも市の職員に対しまして、至らぬ点については厳しいご指導とともに、日ごろは温かいご支援をお願い申し上げます。次第であります。

岩出市は、重点事業であります道路網の整備、また渋滞対策、河川改修と浸水対策、耐震化を初めとする防災・災害対策、下水道の整備、社会保障の充実に向けてなどなど、着実に前進が図られているというふうに思います。

こういう中で、間もなく、旧県議会議事堂（一乗閣）や市のねごろ歴史資料館がオープンされ、市制施行10周年を迎えることとなります。観光振興策にも十分な取り組みがなされると思っておりますが、ますますの市の発展を期待するところです。

私は、振興局長時代を含め6年間、岩出市で勤務をさせていただきましたが、この6年間、岩出市は本当にすばらしいまちだというふうに思っています。これからも、誰もが支え合いながら、安全で楽しく生活ができ、全ての市民が誇りに思うような岩出市のまちづくりに向けて、一丸となって取り組んでいかれることをご祈念申し上げます。

最近、私は、ちょこちょこ物忘れをすることが生じてきておりますけども、この大好きな岩出市を忘れるまで忘れないと思っております。

結びに、議員の皆様方のご健勝ご多幸とますますのご活躍を、そして、岩出市並びに岩出市議会のますますの発展を心からご祈念申し上げ、感謝とお礼のご挨拶とさせていただきます。

4年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。

○井神議長 中畑副市長、4年間、本当にご苦労さまでございました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。
これにて、平成28年度第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。
慎重審議、どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時25分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成28年3月22日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 宮本 要代

署名議員 玉田 西紀